

可認局遞驛

明治二十年四月三十日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第三拾三號

英吉利法律學校



目次

○論理學

文學士

坪井九馬三
畔上啓策筆記

○契約法

法學士

土方寧
山口正毅筆記

○日本刑法

(第二十七號ノ續キ)

法學士

岡山兼吉
畔上啓策筆記

○私犯法

(第三十一號ノ續キ)

法學士

奥田義人
畔上啓策筆記

○判決錄

(第三十一號ノ續キ)

法科大學
卒業生

植村俊平
畔上啓策筆記

○訴訟法

ばりすとの
法學士

増島六一郎
石山彌平筆記

論理學 後編

文學士 坪井九馬三 講義

校 友 畔上 啓策 編輯

歸納法

第壹章 歸納法定義

義 歸納法定

歸納法ノ何物タルカハ既ニ前編ノ第一章ニ於テ之ヲ演繹法ト對照シ
 テ論辯シタレハ今茲ニ申サ、ルヘシ然レトモ歸納法ノ定義ヲ與フル
 前ニ申サデ叶ハヌ一義アリ其ハ何ソヤ曰ク歸納法ノモノタルヤ哲學
 ニマレ法律ニマレ行狀ニマレ學理研究ニマレ宇宙間萬般ノコト何ニ
 テモ原則トサヘアレハ此法ニ由ラサレハ出來難キコトナレハ歸納法
 ハ取リモ直サス原則ヲ考ヘ出ス總則トモ稱スヘキコト是ナリ故ニ歸
 納法ヲ特殊ノ原則ヲ考ヘ出ス爲ニ適用センニハ其場合相當ノ模様換

ナ加ヘテ而シテ後適用セサルヘカラス勿論此特殊ノ場合相當ノ模様
換テ要スルコトハ續釋法ニ於テモ歸納法ニ於ケルト異ナル所ナケ
レト歸納法ニ於テ特ニ然リトス蓋シ宇宙間ノ事實ニハ種々無量ノ
種類アリテ高尙ナルモノアリ淺近ナルモノアリ無形ナルモノアリ有
形ナルモノアリテ各其道ノ達人ナラデハ充分ニ知リ難キヲナルヲ以
テ如何ナル大方如何ナル耐忍ノ人ニテモ尽シ之ニ洞達センヲ求ムル
ハ無理ノコトナリ故ニ歸納法ハ到底完全ニ修メラルヘキ論理ニ非ス
然レトモ普通ノ學科ニ通シラレタル諸君ハ諸學科ノ一通リノ事實ヲ
心得ラル、ヲ以テ歸納法ナリトテ修メ難キニ非ス元來人智ニハ限ア
ルモノナルヲ以テ設ヘ特殊學科ノ達人ナリトテ其道ヲ尽ク得ラルヘ
キコトニ非サレハ何レ何處カニテ極限ヲ定メ其レ迄ノ處ニテ研究セ
サルヘカラス是ヲ以テ達人タリトモ學理研究ノ段ニ至リテハ其ノ凡

人ヲ去ルコト五十歩百歩ニ過キフ是レ歸納法ノ在リテ存スル所以又
其ノ修ムルヲ得ヘキ所以ナリ何レトモ歸納法ハ該博ヲ要スルモノナ
リト承知セラルヘシ却說歸納法ノ定義ニハ種々ノ說アレトモ矢張り
ミル氏ノ定義ヲ善トスヘシ然レトモ氏ノ定義ヲ明カラ様ニ述ヘテハ
其理解ニ苦マル、ノ嫌ナキ能ハサレハ茲ニ平易ニ咬ミ碎キテ陳述ス
ヘシ
先ツ宇宙間ノ萬物若クハ萬象若クハ事實ニハ寸毫モ違ハサルモノニ
箇トナキコトヨリ詳說スヘシ例ヘハ机ト云フモノアリ机トハ書ヲ讀
ミ文章ヲ書ク臺ノコトナリ然レトモ金屬製ノモアリ木製ノモアリ石
製ノモアリ象牙製ノモアリ又人ノ脊ナリトテ机トシテ用井難キニ非
スサレハ机ノ材ハ一定セス又設ヘ同材ノモノナリトモ必スシモ同質
ノモノナリトハ云フヘカラス又其製作ヲ觀ルニ其趣向ハ種々無量ニ

シテ工人ノ巧拙ノ顯ハル、ハ此ニアルナリ又同趣向ノモノナリトモ
必スシモ毫釐ノ差モナシトハ云フヘカラス又其寸法ヲ按スルニ此モ
前同様ニテ貴紳ノ居間ニアル舊風ノ粧飾机ハ小ニシテ低ク吾輩書生
ノ部屋ニアル新様ノ實用机ハ大ニシテ高シ又設ヘ同寸法ナリトモ必
シモ毫末モ異ナラストハ云フヘカラス帽子ニ於ケルモ衣服ニ於ケル
モ皆同様ナリ又風ニ於ケルモ雨ニ於ケルモ善行ニ於ケルモ犯罪ニ於
ケルモ契約ニ於ケルモ戰爭ニ於ケルモ皆異ナルコトナシ然ラハ萬象
即チ事實ハ尽ク相互ニ違ヒテ毫末モ相互ニ似タルコトハナキ歟ト云
フニ左ニ非ス萬物中ニハ往々相似タルモノアリ唯同物ニ非サルノミ
ナリ是レ則チ机ナリ帽子ナリ衣服ナリ風ナリ雨ナリ善行ナリ犯罪ナ
リ契約ナリ戰爭ナリ其他百般ノ事實各其名目アル所以ナリサレハ萬
物中ニハ純然タル同物ナキニモセヨ同物ニ甚タ近キモノアルヲ知ラ

ルヘシ此同物ニ甚タ近キ物ヲ集メテ一類トシ之ニ何トカ總名ヲ附シテ通常之ヲ呼ビ我モ人モ俱ニ承知スルナリ而シテ此ノ一類ヲ集ムルニハ何等ノ標準ノアルアリヤト尋ヌレハ唯其物ヲ用ヰル目的若クハ其物ノ性質中ニテ時ニ取リテ入要ノモノ、同一ナルニ近キニアルナリ例ヘハ書ヲ讀ミ文章ヲ綴ル用ヲ足ス物ヲ皆机ト云ヒ粒狀ヲ爲シテ空ヨリ落ツル水ヲ何時雨ト云フカ如シ然レトモ同一ナルニ近キ目的若クハ入要ノ性質ニモ制限アリテ普通道理ニ於テ其ノ目的若クハ性質ノ充分ニ近キコトヲ承認セサルヘカラス例ヘハ五里ニ二里ノ廣サニテ高サ三里ノ臺ハ之ヲ机トハ云ハス直徑三尺ノ水球ニ於テ空ヨリ落ナタリトテ誰モ之ヲ雨ナリトハ云ハサルヘシ蓋シ同一ノ度餘リ遠クシテ其ノ目的ヲ達シ若クハ其入要ノ性質ヲ備ヘサレハナリ故ニ事實ノ一類ヲ制定センニハ普通道理ニ由ラサルヘカラス而シテ普通道理

トハ實ハ漠然トシテ判カラサル語ナレトモ先ツ物ノ判カリタル人若クハ其道ニ達シタル人ノ承認スル所ノ真理ナリト解スヘシサレハ普通道理ニモ随分高尙ナル原則アリト豫メ知ラルヘキナリサスレハ此ノ所謂事實ノ一類ヲ制定スル方法ハ了解スルニ足ルヘシ既ニ同一ナルニ近キ目的若クハ時ニ取リテ入要ナル性質ヲ備ヘタル事實ノ一類例ヘハ書ヲ讀ミ文章ヲ綴ル爲ニ用井ル臺ノ用ヲ爲スモノ球形ヲ爲シテ空ヨリ落ツル水ノ如キモノヲ得テ之ニ何カ名目例ヘハ机トカ雨トカ云フコトヲ附シタリトセン斯ノ如キ思想即チ其名目ノ顯ス所ノ意義ヲ概念若クハ場合ニ依リテ概説ト云フナリ愚案ニテハ何處ニ在リテモ概説ト云フヘシ而シテ此ノ概説ヲ制定スル方法ヲ概括ト云フナリ茲ニ按スルニ人間ノ思想ハ奇妙ニ信スルヲ好ムモノニシテ疑ヲ挿ムハ殊ニ難キモノナリ又度アリシ事實ハ後來又出來ヘシト考フルコトモ

衆人ノ承認スル普通道理ナリ而シテ總テ事實ハ其何タルヲ問ハス皆
 何カ特殊ノ事情ヲ具ヘタルモノナリ語ヲ換ヘテ言ヘハ何カ下用意シ
 ミタルコトノアルモノナリ例ヘハ筆硯書紙アル處ニハ亦机若クハ机
 ノ用ヲ爲スモノ乃チ机モアリ空ノ曇リ氣壓ノ變動シタルトキハ雨ノ
 降ルガ如シ即チ筆硯書紙ノアルノ机ノアル事情ナリ空ノ曇リ氣壓ノ
 變動スルハ雨ノ降ル事情ナリ既ニ特殊ノ事情アリテ特殊ノ事實アリ
 タリ左レハ人間ノ信シ易ク一度アリタルコトハ又出來ヘシト思フ理
 ニヨリ後來ニ於テ既ニ觀タル下用意即チ前同様ニ充分近キ事情ノ若
 シアリタランコトハ何ソ前同様ニ充分近キ事實ノ無カラント思フナリ
 スノ如キハ未タ經驗セサルコト故唯一ノ假想ニ過キス之ヲ想考若ク
 ハ臆想若クハ臆說ト云フ愚案ニテハ臆說ノ語ヲ取ルヘシ而シテ若シ
 兼テ期シタル如ク特殊ノ事情アリテ而シテ特殊ノ事實ノ更ニアリタ

ランニハ是レ實驗ニ徴シテ臆説ヲ證明シタルナリ斯ノ如キヲ徴驗
 ルト云ヒ徴驗シタル臆説ヲ原則トス所謂歸納推論是ナリ例ヘハ筆視
 書紙ノアル處ニハ亦机ノアルヘシ空ノ曇リ氣壓ノ變動スルハ雨ノ降
 ルナリト云フカ如シ此ノ原則ヲ得ル方法ヲ歸納法ト云フナリ左レハ
 歸納スル方法ニハ三段アリ概説ヲ制定スルコト一ナリ概説ヲ化シテ
 臆説トスルコト二ナリ臆説ヲ化シテ歸納推論トナスコト三ナリ此ノ
 三段ヲ混淆セラレサル様御注意アルヘシ
 右ニ述フル所ハミル氏ノ定義ヲ平易ニ咬ミ碎キタルモノナリ而シテ
 之レニテ歸納法ノ定義ハ了解セラレタルヘシト信ス然レトモ誤解セ
 ラレサル様更ニ御注意申スヘキハ歸納スル順序中ニテ概説ヨリ臆説
 ニ移ツルトキニ既ニ經驗シタル僅々ノ場合ヨリ一足飛ニ後來ニ於テ
 經驗スルヲ得ヘキ歟モ計ラレサル無數ノ場合ニ移ルコト是ナリ是レ

誠ニ危険ナル論法ノ如クナレトモ實際ニ於テ止ムヲ得サルナリ蓋シ
人智ハ淺近ノモノナリ既ニニウトン氏モ學理ヲ研究スルハ猶ホ海濱
ニ出テ、砂ヲ數フルカコトシト云ハレジニ非スヤ左レハ人智ヲ以テ
萬象ヲ盡ク探ラントスルハ實際出來ヘキコトニ非ス又設ヘ出來ヘキ
トスルモ斯ノ如キ事業ハ是非トモ歲月ヲ多ク要スレハ人間一代ニテ
若クハ數代ニテ出來ヘキコトニ非ス現ニ三千年以來汲々トシテ修ム
ル學理ナルモ尙ホ其ノ詳ニセサルコト種々無量アルニテモ明瞭ナル
ヘシ故ニ余輩ハ一足飛ノ危険ナル論法ヲ用ヰテ一カ八カヲ試ミテ原
則ヲ制定セサルヲ得ス萬一、原則ヲ作り損ヒタラハ屈セスシテ更ニ試
ムヘキノミ否ナ設ヘ何百度ナリトモ爲直スル覺悟ナカルヘカラス是
レ原因相違ノ過ナドノ在ル所以ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ歸納法ハ既定
ノ事實ヨリ未定ノ事實ニ必ス移リ及ホスモノナリ故ニ既定ノ事實ノミ

チ述フルカ如キハ唯、概説タルニ止マリ決シテ歸納推論ニ非ス又歸納
推論ハ既定ノ事實ヨリ推測シテ未然ヲ豫期シ而シテ其豫期ハ必ス
實驗ニ於テ確實ナリト證明セラレサルヘカラス故ニ何々ノ事實ハ云
々ナラシムナド云フ如キハ臆説ノミニシテ決シテ歸納推論ニ非サルナリ
又歸納推論ハ僅少ノ場合ヨリ論斷シタルモノニ相違ナケレトモ其僅
少ノ場合ニテ同一ナルニ充分近キ事實ノ一類ノ見本ヲ得タリトノ
確證ナカルヘカラス若シ此ノ確證ナケレハ所謂枚舉歸納ニシテ過ナリ
例之ハ田舎愚人ノこづく様ノ偶然ニ當リタルヲ知ラスシテ何時モ
當ルト思ヒ東京愚民ノ水天宮ノ御符ヲ用ヰタルトキ偶然ニ癩ノ沈マ
リタルヲ以テ該御符ハ何時モ癩ヲ直シ賜フト考フルカ如シ而シテ其
ノ確證トハ如何ナルモノ歟又確證ハ如何ニシテ得ラルヘキ歟ハ次章
ニ於テ説明スヘシ

第一章 歸納法原理

前章ニ於テ述ヘタル如ク歸納セシムルニハ先ツ事實ヲ概括セサルヘカラ
 ス而シテ概括セシムルニハ其事實ノ一類ヲ集メサルヘカラス此ノ事實ノ
 一類ヲ集ムレハ言語ニテ述フレハコソ易ケレ之ヲ實際ニ行ハントセ
 ハ大ニ其困難ナルコトナルヲ知ラルヘシ蓋シ人智ハ極メテ淺キモノ
 ナレハ何程ノ量マテ同一ナルニ充分近キ事實ヲ集ムヘキヤ何程ノ度
 ニマテ近キ事實ヲ收メテ然ルヘキヤ實ニ困難ナルモノトス斯ノ如キ
 ハ皆研究セントスル特殊ノ事實ノ一類ノ特性ニ由ルコトニシテ其ノ
 場合ニ應シテ臨機ニ取捨スル所ナカルヘカラス而シテ此ノ取捨ヲ行
 フ標準ハ普通道理ニ在ルナリ何レニテモ之ヲ汎説セハ互ニ相乖戾セ
 サル事實ニシテ同一ナルニ充分近キモノ、ミヲ探ルヘシトノ義ナリ
 トス故ニ凡テ事實ノ一類ヲ調査セシムルニハ必ス先ツ在來ノ經驗ニ徴シ

テ嘗テ乖戾シタルコトナキコトヲ證明セサルヘカラス次ニ又其ノ乖
 戾スルコトアル筈ナキコトヲ證明セサルヘカラス前章末ニ所謂確證
 トハ是ナリ故ニ確證サヘ擧カラハ其事實ノ一類ハ纔ニ一箇若シハ
 二三箇ノ場合ヨリ得タルモノナリトモ其ノ確實ノ一類タルニ害ナシ
 此ニ乖戾ト云ヘルハ前編ニ屢々云フ所ノ乖戾ト同意ニシテ氷炭相容
 レサルモノ若シハ自家撞着ノ意味ナリ例之ハ白キモノハ同時ニ於テ
 白カラサル同一物トハ決シテ俱ニ存在シ難キコト孟子ハ同時ニ於テ
 孟子ニ非サル人ト同人ニ非サルコトト云フカ如キ勿論ノ義ニシテ之
 ナ白キモノハ同時ニ於テ白カラサル同一物ト俱ニ存在ス孟子ハ同時
 ニ於テ孟子ニ非サル人ト同人ナリト云フカ如キハ自家撞着タルヘシ
 若シ斯ノ如キ自家撞着アラハ集メタル事實ハ幾百萬アルトモ完ク無
 効ニ屬スヘク之ヨリ概括シテ其ノ一類ヲ制定シ難キナリ又設ヘ在來

ノ所ニテハ乖戻シタルコトナキモ人智ハ固ヨリ未然ヲ洞察スルコト能ハサレハ後來ニ於テ如何ナル變動ヲ生スヘキ歟モ計リ難シ故ニ在來ニ於テ乖戻セサルコト其レ自身ニテハ毫モ後來マテニ及ホスヘキ豫期ハ出來サルナリ故ニ在來ノ經驗ニテ得タルコトノミヨリ設ヘ後來幾百萬ノ數ニ及フ同一ナルニ充分近キ事實ヲ得ルトモ在來ノ經驗ニ乖戻スルコト能ハサル所以ヲ證明セサルヘカラス而シテ之ヲ證明スルハ普通道理ニ依ルノ外ナシ例之ハ朽木地方ニテ某家ノ主人其ノ妻ノ他人ニ私通シ居ルヤ否ヤチこつくり様ニ伺ヒタルニ私通シ居ル旨答辨アリ主人大ニ其ノ妻ノ貞操ナキヲ怒リ直ニ之ヲ離婚シタリ妻ノ實家ニテハ大ニ之ヲ異シミ百方其離婚セラレタル妻ヲ誥ルト雖トモ其ノ私通シタル證據ヲ得ス依テ又こつくり様ニ伺ヒタルニ私通シ居ラサル旨答辨アリタリト斯ノ如キハ纔ニ二箇ノ場合ナリト雖モ相

乖戾スルヲ以テこつくり様ニ奇異ノ神慮ナキコト明ナリ蓋シこつくり様ノモノタルヤ唯一ノてづまニシテ伺ニ答フルモノ自分ニ於テ先ツ之ヲ審斷シ而シテ後指先ニテ飯櫃ノ蓋ノ可然處ヲ壓シ以テこつくり様ノ足ヲ舉クレハナリ水天宮ノ御符ノ如キモ其乖戾スルコトハこつくり様ニ異ナラテトモ其ノ作用ノ生理上心理上ニ據ルヲ以テ之ヲ看破スルハこつくり様ヨリ難シトス蓋シ人心ノ信仰ハ生理ニ甚タシキ影響ヲ有スルモノニシテ諺ニモ此ノ勢力ヲ^{イハシ}鯁のあたまも信心のらト云ヘリ醫師ノ其藥名ニ六カ敷キ語ヲ用ヰ方箋ニハ或ハ羅旬語ヲ用ヰルナド皆此ノ諺ヲ利用シタルモノナリ水天宮ノ効力モ此ノ信心ト偶然トノ二途ニ由ルコトナレハナリ又例之ハ鴉ハ五大洲中ニテモ何處ニ行クトモ皆黒シト云ヘリ然レトモ動物學者ハ鴉ハ黒色ナラサルヘカ^ラトハ云ハス蓋シ普通道理ニ照スモ其ノ乖戾スルコトアルモ計リ

決セリ併シ人ニ事實ノ問テ起サレタル時ニ首テ左右ニ振ルカ如キ其人ヲシテ事實ノ虛實ヲ信セシムルノ手段ヲ施ス時ハ設ヒ一言ヲ發スル事ナキモ尙詐僞ト云ハサルヘカラス詐僞ハ人ヲ欺クノ謂ニシテ其言語ヲ以テスルト否トハ方法ニ過キス而シテ事實ヲ開示セサルコトヲ以テ詐僞ト看做サ、ル所以ノ者ハ爲害者ニ人ヲ欺クノ手段ヲ用ヒタルコトナキカ爲メナリ事實ノ不開示ハ人ノ自ラ欺カル、ヲ注意セサリシト同一ナルノミ然レトモ事實ノ半ヲ開陳シテ半ヲ開陳セサリシカ爲メニ既ニ陳述シタル事柄ヲモ實際不實ナラシムル場合ニハ詐僞ト看做スヘシ諺ニ半分ノ信ハ虚ナリト云フニ依テハ詐僞ハ或格段ナル場合ニ於テハ契約ニ大關係アル事實ヲ開示セサリシコトヲ以テ契約ヲ取消スノ原因トナス事ヲ得ヘキモ是ハ詐僞ニハアラスシテ虚示ノ場合ニ屬スルモノナレハ虚示ノ事ヲ講スルニ方リ了知ス

ルヲ得ヘシ

二 表示ハ事實ノ表示ナルヲ要ス此事ハ表面ヨリ説明スルヨリモ裏面即表示ト爲ラサル者ヨリ説明スレハ大ニ解シ易カラント信ス

(一) 法律ノ表示ハ不實ニテモ詐僞ニアラス何トナレハ法律ハ人民タル者ノ一般ニ知ラサルヘカラサルモノナレハ法律上何人ニテモ欺カレ得ヘキ筈ナケレハナリ茲ニ法律トハ一般ノ法律規則ヲ稱スル者ニテ權利義務有無ノ事ハ即一ノ事實ナルヲ注意セサルヘカラス甲者ノ乙ナル土地ノ所有權ヲ有スルヤ否ハ一ノ事實ナリ是等ノコト混同スヘカラス

(二) 意志 人ノ意志ヲ陳述スルハ詐僞ニアラス譬ヘハ或人カ友人ニ物品ヲ贈致セントノ主意ヲ述ヘテ他人ヨリ物品ヲ買フカ如キ場合ニ於テハ設ヒ右ノ主意ヲ變スルコトアルモ之ヲ以テ詐僞トハ稱スヘカラ

又自己ノ説ヲ陳述スル事モ詐僞ニアラス茲ニ簡單ナル一ノ例ヲ舉示シテ之ヲ説明センニ賣主カ物品ヲ非常ニ稱譽シテ破格ノ高價アリトカ凡ソ若干ノ價アリト思惟ス云々逆該物品ヲ賣渡スヲアルモ詐僞ニアラス然レトモ賣主自ラ價若干ニテ買求メタルモノニシテ實際損ヲシテ賣ルモノナリト稱スルカ如キハ即詐僞ナリトス人ノ意志モ亦一ノ事實ナレハ事實ナキ意思ヲ有スルカ如クニ詐ク時ハ是亦詐僞ト看做スヲ得ヘシ例セハ當初ヨリ履行スルノ意思ナクシテ契約ヲ結ビ之ヲ履行セサリシ時ノ如キハ詐僞ナリ彼ノ貧生カ一文ヲモ齎サスシテ料理店ニ於テ飲食スルカ如キ詐僞タルヲ免レサルヘシ

三 表示ハ其不實ナル事ヲ知レルカ又ハ其實否如何ヲ知ラスシテ疎忽ニ爲シタルモノナラサルヘカラス譬ヘハ茲ニ甲等十人アリテ一ノ組合商業ヲ營ミ居リタルニ乙カ該組合ニ加入セントノ意思ヲ以テ甲

者ニ其商業ノ有様ヲ質問セシニ甲ハ更ニ其損益如何ノ有様ニ注意セ
 スシテ繁榮ノ有様ニ在リト返答セシニ全ク損失ヲ招キ居リタルカ如
 キ惡意ナカリシ時ニテモ尙詐僞ナリトス其理由何トナレハ組合員ハ
 帳簿ヲ検査スルノ權利アリテ唯帳簿ヲ検査スレハ容易ニ判知スルヲ
 得ヘキ事柄ヲ自己ノ臆測ヲ以テ疎忽ニ返答セシ者ナレハナリ甲ハ返
 答ノ實否ニ因リテ生スヘキ結果ノ危難ヲ冒シテ答ヘタルモノト視サ
 ルヘカラス表示ノ詐僞タルニハ必スシモ惡意ノ存スルヲ必要トセサ
 ルナリ

四 表示ハ被害者ノ行爲ヲ決セシメント欲スルノ意志アリテ爲シタ
 ル者ナラサルヘカラス或場合ニ於テ會社ノ頭取カ株主ヲ募集セント
 欲シテ會社營業ノ見込書ヲ廣告シ該廣告ニ據レハ非常ニ利益アル者
 ノ如クニ記載シタレ其事實不實ノ事ヲ記載シアリタルモノニシテ該

會社ハ漸次衰頽チ極メタリ此場合ニ甲ナル者右ノ廣告チ信シテ株
買ヒ之ヲ乙ニ賣リタリ此乙ナル者モ亦該廣告チ信シテ買ヒタル者ナ
リ然ルコ漸次會社ノ損失チ來シケレハ乙者ハ頭取チ相手取リ損害ノ
要償チ請求セリ而ルニ裁判所ハ頭取ハ其責ニ任セスト判決セリ其理
由ハ株主チ募集スルノ意思ハ最初株主タラントスル人ニ對スル者コ
シテ之ヲ乙ノ如キ一旦株主トナリタル者ヨリ株チ讓受ケタル人ニ迄
及ホスチ得ストスルニ在リ即頭取ニ於テハ最初株主タラントスル人
ヨリ他ノ人チ欺クノ意思アリト看做スコト能ハストセシナリ
五、表示ハ被害者ノ行爲チ決セシムルノ意志アレハ被害者ニ向テ之
チ直接ニ爲スニ及ハス第三者ニ對シテ爲スモ可ナリ譬へ甲自身並ニ
其子乙ニ於テ使用セント欲シテ或鐵炮チ購買スルニ方リ其善惡如何
チ賣主ニ問ヒタルニ賣主ハ善良ナル鐵炮ナリト答ケレハ即之チ購求

シテソノ子之ヲ使用スル際鉄炮ノ製法惡シカリシ爲メニ忽チ破裂シテ大ニ負傷シタリキ此場合ニ於テ損害ヲ受ケタル子ハ賣買ノ對手ニアラズ亦表示ヲ受ケタル人コモアラサレトモ尙賣主ニ對シテ詐欺ノ訴ヲ起ス權アル者ト判決セリ但シ此場合ニ於テハ賣主ニ於テ乙モ亦鉄炮ヲ使用スヘキヲ知リタルナリ

六 表示ハ現ニ人ヲ欺キタルヲ要ス譬ヘハ鐵炮商鐵炮ノ損所ニ埋メ金ヲ爲シテ之ヲ賣却シ買主ニ於テハ之ヲ檢セスシテ買ヒ後日之ヲ使用セシ時ニ該損所アリシヲ以テ破裂シテ負傷セシニ依リ損害ノ要償ヲ出訴セシ場合ニ於テ原告ハ敗訴ト爲レリ何トナレハ賣主ニ十分詐僞ノ惡意及ヒ所爲アリタレトモ買主ハ之カ爲メニ欺カレタル所ナケレハナリ買主ハ檢査セスシテ買ヒタルモノナレハ設ヒ埋メ金カアラサルモ之ヲ買ヒタルニ相違ナケレハナリ

上來陳述セシ所ナ以テ諸君ハ詐僞ノ何タルヲ了知セルナラン依テ是ヨリ詐欺ノ結果如何ヲ論究スヘシ
單ニ理論上ヨリ論スル時ハ詐僞ノアリタル場合ニハ必ラス錯誤ナカ
ルヘカラス真正完全ノ合意アルヲ得サルナリ詐僞ハ錯誤ヲ生スル一
原因ト云フヘシ然ラハ法律ハ詐僞アレハ契約ハ全ク無効ニ歸セシム
ル乎ト云フニ決シテ否ラス錯誤ハ法律上ノ結果ヲ生セサルヲ以テ通
則トスルコトハ前既ニ説明セリ詐僞ノ場合ニ於テハ之ニ反シ必ス法律
上ノ結果ヲ生ス其結果トハ契約ヲシテ全ク無効ナラシムルニ非ラス
シテ被害者ニ其契約ヲ取消スコトヲ得ルノ權ヲ附與スルニアリ蓋詐
僞ノ場合ニ於テハ詐僞ヨリシテ生スル結果ヲ標準ニシテ論セスシテ
其詐僞ノ行爲ヲ以テ論シ詐僞ハ合意ヲ不完全ナラシムルニ過キスシ
テ全ク之カ成立ヲ妨クルモノニアラストスレハナリ詐僞ノ場合ニハ

被害者ハ詐僞ヲ受タルニ拘ラス契約ハ其儘履行シテ而ル後詐僞ノ爲
メニ被リタル損害ノ要償ヲナスコトヲ得ヘシ又該契約ヲハ取消スコ
トヲモ得而シテ其取消ノ方法ハ詐僞者へ公然其旨ヲ通知シテ之ヲ取
消スモ亦自己ヨリ取消サ、ル前ニ詐僞者ヨリ契約實行ノ訴又ハ違約
損害ノ訴ヲ起セシ時ニハ詐僞ヲ受ケタルヲ以テ抗辯スルヲ得ヘシ但
詐僞ヲ發見スルハ多クハ訴訟ノ起リタル後ニアリトス起訴ヲ爲ス前
ニ詐僞ノアリタルコトヲ發見スルモ被害者ニ於テ直ニ之ヲ取消スニ
及ハス然リト雖トモ詐僞ノアリタル事ヲ知リテ後永ク之ヲ取消スコ
トヲ爲サ、ルキハ契約ヲ確認セシナラントノ一證據タルノ効アリ英
米法ニハ此證據確定シテ契約ヲ確認セシトノ推測動スヘカラサルニ
至ルノ期限一定セシモノナシ唯日月ヲ重ヌル程ニ其證據ノ力ヲ増ス
ノミ佛國ニテハ詐僞ヲ發見セシ時ヨリ後十年ヲ以テ之ヲ取消スコト

ヲ得ル期限トセリ

詐僞ニ付テノ取消權ニハ自ラ制限アリ

第一 結約對手ノ雙方カ詐僞ノ契約ノ幾分ヲ履行シタルカ爲メニ之ヲ取消サントスルモ契約ヲ結ハサリシ前ノ位置ニ復スルヲ得サル場合ニハ契約ヲ取消スコトヲ得ス譬へハ甲者詐僞ヲ以テ乙ニ穀物ヲ賣却シ乙ハ既ニ費消セシ時ニハ取消スヲ得ス唯損害ノ要償ヲ爲スヲ得ルノミ

第二 詐僞ニ依リテ爲シタル契約ニ基キ既ニ第三者ニ對スル關係ヲ生シタル時ハ該契約ヲ取消スヲ得ス譬へハ甲ナル者乙ニ欺レテ乙ニ物品ヲ賣却シ乙者既ニ之ヲ丙ニ賣却シタル後ハ甲ヨリ乙ニ對シテ賣買契約ヲ取消シ賣品ヲ取戻スコトヲ得ス是レ丙ノ權利ヲ害スルモノナレハナリ然レトモ詐僞取財ノ場合ニハ物品ノ所有權ハ依然トシテ

最初ノ所有主ニ存スルモノナレハ第三者ニ於テ其物品ノ所有權ヲ得ルヲ能ハス元ノ所有主ハ第三者ヨリ該物品ヲ取戻スコトヲ得ヘシ是所謂所有主ノ物品追及ノ權ナリ例セバ甲ナル者詐欺ノ手段ヲ施シテ乙ノ物品ヲ取り之ヲ丙ニ賣渡シタリトセンニ乙ハ其物品ヲ丙ヨリ取戻スコトヲ得ヘシ丙ニ於テ其物品ノ不正品タルコトヲ知ラサリシ時ニテモ差アルコトナシ何トナレハ甲ハ自ラ其物品ノ所有權ヲ得タルコトナキヲ以テ之ヲ丙ニ授クルコトヲ得ス從テ丙ニハ所有權ナケレハナリ然ルニ詐僞ヲ以テ契約ヲ取結ハシメ因テ以テ物品ヲ得タルキニハ物品ノ所有權ハ契約ニ依リ買主ニ移轉スルモノトス其契約ハ取消シ得ヘキモノナレトモ現ニ之ヲ取消スマテハ成立スルモノナリ故ニ之ヲ取消サ、ル前ニ更ニ賣買品ヲ第三者へ賣渡ス時ハ其所有權ハ第二度目ノ買主ニ移轉スルナリ右二者區別ノ存スル所ヲ注意シテ混同スヘカラ

虚示

虚示トハ善意ヲ以テセル事實相違ノ陳述ヲ云フ其詐僞ト異ナル所ハ
 惡意又ハ法律上惡意ニ均シキ者トスル輕卒ノ舉動ナキノ點ニアリ而
 シテ虚示ハ毫モ契約ノ成立ニ影響ヲ及ホサハルヲ以テ通則トス事實
 相違ノ陳述ヲ爲シタルカ爲メニ或ハ契約成立セストシ又或ハ契約ヲ
 取消シ得可キ者トスル場合アリト雖モ此ノ如キ虚示其者ノ性質ヲ以
 テ此等ノ結果ヲ生スル者トスルニハ非ス唯或ル事實ノ眞ナルコトヲ
 以テ契約ノ成立ニ必要ナル條件トナシ若クハ契約ノ履行ニ關スル條
 件ト見做シタル場合ニ限リテ契約ヲ無効ナラシメ若クハ之ヲ解除セ
 シムルノ結果ヲ生スルノミ再說スレハ結約ノ際ニ爲シタル陳述若シ
 其實ヲ得サルコトアルモ善意ニテ爲シタルトキニハ其陳述ノ不實ナ

契約法

三百九

二五

二四

リシコトノミナ以テ契約ノ成立チ左右スルニアラス其陳述ノ實ナリ
 シコトノミナ以テ契約ノ條件ト爲シタルトキニハ條件ヲ充タサ、ルニ依
 リテ最初ヨリ契約ハ成立セサリシ者トスルナリ例ハ或ル訴訟事件ニ
 於テハ一千八百六十年十月十九日附ノ雇船契約書ヲ以テ原告人ヨリ
 被告人ニ原告人ノ船ヲ貸渡シ其船ハニユーボートニ航海シ其港ニテ
 荷物ヲ積ミ香港ニ航海センコトヲ約セリ此雇船契約書中ニハ結約ノ
 當時原告人ノ船ハアムスターダム港ニ碇舶中ノ旨ヲ記シアリタレト
 モ其ノ實當時未タアムスターダム港ニハ碇舶シ居ラスアムスターダ
 ム港ニ到着シタルハ十月二十三日ナリシ而シテ原告人ノ船チニユー
 ボートニ航シ被告ヨリ荷物ヲ請取ラントセシニ被告ハ雇船契約ヲ破
 リ荷物ヲ積込ムコトヲ拒ミシニツキ原告ヨリ違約ノ訴ヲ起セシナリ
 此訴訟ニ於テ爭點トナリシモノハ結約ノ當時原告人ノ船アムスター

ダム港ニアリトノ陳述ハ條件ナリヤ否ヤト云フニアリ裁判所ニテハ
右ノ陳述ハ契約ノ成立ニ必要ナル所ノ條件ト見做ス可キ者ナルニツ
キ其不實ナルニ於テハ最初ヨリ原被間ニ雇船ノ契約ハ成立タ、サリ
シ者ナリ故ニ被告ニ違約ノ責ナシト判決セリ裁判官ノ言ニ徴スルニ
當時アムスターダム港ニアリトノ陳述ヲ以テ契約ノ成立ニ必要ナル
條件ト見做シタルニアラスシテ既ニ成立タル契約ヲ解除セシムル條
件トセシ者ノ如シ然リト雖モ苟モ此陳述ヲ以テ條件ト見做ス以上ハ
契約ノ成立ニ關スル者トセサルヲ得ス如何トナレハ原被雙方結約ノ
際ニ目的物ノ船カアムスターダム港ニアリトノ陳述ヲ以テ契約ニ重
大ノ關係ヲ有スル者ト思考シタル者ナレハ若シ其當時アムスターダ
ム港ニ碇泊シ居ラサリシキハ最初ヨリ契約ヲ取結ヒタルヲナキ者ト
セサル可カラズ契約解除ノ條件トハ既ニ契約ノ成立タル以後ノコト

ニ屬スル者ニシテ之ヲ契約ノ成立ニ關スル條件ト混ス可カラス則チ
 一ハ契約ノ成立ニ關シ他ハ既ニ成立チタル契約ヲ消滅セシムルノ結
 果ヲ生スル者ナレハ二者ノ間ニハ大ナル差アリトス然シ此差違タル
 ヤ理論上ノ區別ニ基ク者ニシテ實際ニ於テハ之ヲ辨別スルノ必要ヲ
 感スルコト少シ如何トナレハ格段ナル訴訟ニ於テ實際ニ必要ナル點
 ハ被告人ニ違約ノ責アリヤ否ヤヲ決スルニアリ然ルニ最初ヨリ契約
 ナ生セサリシカ故ニ被告ニ違約ノ責ナシトスルモ亦契約ハ一旦生シ
 タルモ之レカ履行ニ關スル條件ヲ充タサ、リシカ爲メニ被告人ニ於
 テ義務ヲ免カレタリトスルモ被告ニ違約ノ責ナキニ於テハ毫モ差ア
 ルニアラサレハナリ此ノ如ク實際上成立ニ關スル條件ト解除ニ關ス
 ル條件トヲ區別スルノ必要ナキカ故ニ判決例ニ就テ見ルモ二者ヲ混
 スルコト頗多シ右ニ掲ケタル事實ニ於テ裁判官ノ陳ヘタルモ亦其一

例ナルヲミ
契約ノ履行ニ關スル條件ニハ二種類アリ
(第一)ニハ或ル陳述ノ眞ナルコト若クハ結約者ノ一方ニ於テ或ル事ヲ
爲スコトヲ以テ條件トナシタルトキ(第二)ニハ結約者ノ一方ニ於テ其
約束ヲ履行ス可キコトヲ以テ他ノ一方ノ者ノ約束ヲ履行スルノ條件
トナシタルトキ是ナリ第一ノ場合ニ於テ事實相違セルカ若クハ一方
ノ者ノ爲ス可キコトヲ爲サ、リシトキハ違約ノ責ナシト雖モ唯是等
ノ條件ノ利益ヲ得可キ對手ニ於テ其契約上ノ義務ヲ免カレ、コトア
ルノミ第二ノ場合ニ於テハ一ノ條件タル約束ヲ履マサリシトキハ他
ノ對手ニ於テ其契約上ノ義務ヲ免カル、ノミナラス約束ヲ履マサリ
シ對手ニ對シ違約ノ訴ヲ起ス可キ權利ヲ生スル者トス今是等二種ノ
條件ヲ區別スルコト頗必要ナリト雖モ契約ノ成立ニ關スル條件ニア

ラサルカ故ニ此所ニハ詳説セス契約ノ解除ヲ論スル時ニ至リテ精密ニ論ス可シ此等二種ノ條件ハ契約ノ成立タル上ニテ其契約ノ一部分ヲ爲ス所ノ條件ナリ併シ猶茲ニ注意ス可キコト一アリ即チ一ノ條件タル約束ト擔保トノ區別是ナリ擔保トハ英語ニテ「ヴァランチー」ト云フ「ヴァランチー」ノコトヲ履行セサルトキハ違約ノ訴ヲ起ス可キ權利ヲ生スト雖モ「ヴァランチー」ヲ受ケタル對手ニ於テ其自ラ負擔スルノ義務ヲ免カレサル點ニ於テ條件タル約束トハ大ニ差アリ「ヴァランチー」ト條件タル約束トノ區別ハ賣買法中ニ論スルヲ以テ常トス諸君賣買法ニツキテ攻究セラル可シ

諸茲ニ論ス可キ契約ノ成立ニ關スル條件如何ニツキラハ法律上論ス可キ唯一ノ主義アルノミニシテ其果シテ何ヲ以テ條件トスヘキヤ否ヤニツキテハ一ニ格段ナル場合ノ事實狀況如何ノ問題ニ歸ス可キ者

トス其主義トハ結約對手ニ於テ明言セサリシトキニ於テ結約ノ際ニ
爲シタル陳述ノ實ナルコトヲ以テ結約者双方共ニ若シ其事實不實ナ
リシトキハ結約スルノ意思ナカリシナル可シトノ推測ヲ下シ得可キ
ヤ否ヤノ一點ニ止マル(對手明言セルキハ毫モ疑ヲ生セス)是レ意思ノ
推測論ニシテ其性質事實ノ問題ナリ豫メ法律規則ヲ以テ定ムルコト
能ハサル者ナリ以上論スルカ如ク結約對手不實ノ陳述ヲ爲スト雖モ
其陳述ニシテ法律上ノ詐僞タルカ若クハ條件トナリ居ラザリシ以上
ハ毫モ契約ノ効力ニ影響ヲ及ホサルモノトス則チ虛示ハ其虛示タ
ルノ性質ヲ以テ契約ノ成立ヲ左右セサルコトヲ知ル可シ
虛示ノ一ノ條件タリシ場合ト法律上ノ詐僞ト稱シ得可キ時トノ二箇
ノ場合ニ於テ契約ノ成立ヲ左右スルノ結果ニツキテハ理論上ノ區別
アリ詐僞ノ場合ニ於テハ既ニ前ニ陳ヘタル如ク詐僞ヲ受タル對手ニ

於テ契約ヲ取消シ得可キ結果ヲ生スルモノナレトモ條件ノ場合ニ於
 テハ全ク契約ノ成立ヲ妨クル者トス語ヲ換テ之ヲ言ヘハ詐僞ノ場合
 ニ於テハ被害者ニ於テ契約ヲ取消スマテハ契約ハ成立ツ者ナレトモ
 條件ヲ充サ・リシ場合ニ於テハ最初ヨリ契約ヲ生シタルコトナシト
 ス併シ實際ニ於テハ全ク成立タサル契約ト取消シ得可キ契約トノ區
 別ヲ立ツルノ必要少ナシ如何トナレハ詐僞ノ場合ニテモ條件ノ場合
 ニテモ皮想ヨリ之ヲ一見スレハ恰モ契約ヲ生シタルカ如クニ見ユル
 ノ點ニ於テハ差ナキカ故ニ一ノ訴訟起ルニ於テハ被告人ニ於テ條件
 ナ充タサ・リシカ爲メニ契約成立シタルコトナク違約ノ責ナシト主
 張スヘキモ亦詐僞アリタルカ爲メニ契約ハ成立セリト雖モ之ヲ履行
 スルノ責ナク之ヲ履行セサレハトテ違約ノ責ナシト主張スルトノ間
 ニハ一ノ見ル可キ違ヒアラサレハナリ

右ニ陳フル所ハ虚示ニ關スル習慣法ノ通則トス衡平法裁判所ニ於テハ
ハ結約ノ際ニ爲シタル陳述若シ實ヲ得サルトキハ其條件タルト否ト
ヲ論セス又其契約ノ一部分タルト否トニ係ラス廣ク結約ノ際ノ事情
ヲ察シ或ハ不實ノ陳述ヲ爲シタルカ爲メニ陳述ヲ受ケタル對手ニ於
テ契約ヲ履行スルノ義務ナシトシ又或ハ此ノ如キ陳述ヲ爲シタル對
手ニ於テ其陳述通りニナシ若クハ其陳述ノ不實ナリシカ爲メニ生ス
ル所ノ損害ヲ賠償ス可キ責アリトスルコトアリ此レヲ稱シテ陳述
通りニナスノ義務ト云フ然レトモ此衡平法裁判所ノ主義トスル所
ハ唯結約對手ノ意思ヲ推測スルニアリテ一ノ確定セル規則アルニ
アラズ
虚示ハ法律上何等ノ結果ヲモ生セサルヲ以テ通則トスル前陳ノ如シ
ト雖モ或ル格段ナル種類ノ契約ニ於テハ例外トシ虚示ヲ以テ契約ヲ

取消スコトヲ得可キ一原因トセリ此等ノ種類ノ契約ニ凡ソ五アリ
 (一) 海上保險ノ契約ニ於テハ被保人ニ於テ海上保險ノ契約ニ重大ノ關係
 ナ有スル事實ヲ虚示セサル可カラサル義務アルノミナラス誠實ニ是
 等ノ事實ヲ保險者ニ告知スルノ義務アリ故ニ被保人ニ於テコノ義務
 ナ盡サ、リシコトアルトキハ保險者ニ於テ保險ノ契約ヲ取消シ得可
 キ者トス而シテ茲ニ保險契約ニ重大ノ關係ヲ有スル事實トハ其事實
 ノ實否如何ニ依リテ保險者ニ於テ保險契約ヲ引受ク可キヤ否ヤヲ決
 スルニ必要ナリト見可ス做キ事實ヲ云フ然レトモ其事實タルヤ必ラ
 スシモ保險者ノ義務ヲ左右スルニ足ルノ事實タルニ及ハス例ヘハ保
 險契約ノ目的物ノ代價ヲ實價ヨリモ高ク記シアリタル場合ニ於テ保
 險者ハ其目的物ノ代價ヲ誠實ニ記スヲ以テ常ニ保險契約ニ重大ノ關

此條ハ刑期限内一度犯シテ罰セラレタル者カ再ヒ犯シタルニ非サレハ再犯ヲ以テ論セサルコトヲ云フタルモノニシテ別段説明ヲ要セサルナリ

附加ノ執行ノ罪

第一 公權ナキモノカ其(一)剝奪(刑) 一月以上 重禁錮
公權ヲ行ヒタル時(二)停止(刑) 一年以下 重禁錮
(附加) 二圓以上 罰金
十圓以下

第二 監視規則ニ背ク時(刑) 十五日以上 重禁錮
六月以下

説明

其刑期限内再ヒ犯シタル時ニ非サレハ再犯ヲ以テ論セス

第拾六回

第五節 私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及ヒ

所有スル罪

本節ノ罪ハ單行法律ニ規定シテモ可ナルモノニシテ之ヲ法律上ヨリ

私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及ヒ有スル罪

云フトキハ固有ノ惡ト爲ス可カラス而シテ兵器彈藥ノ製造ヲ以テ政
 府ノ獨有ニ歸スル所以ノモノハ能ク國安ヲ謀ルニ在リ前回ニモ述ル
 如ク國事犯ハ事大ナルヲ以テ未遂犯モ猶能ク之ヲ罰ス西洋諸國ニ於
 テモ暗夜刀劍ヲ帶ヒテ往來スル者ヲ罰スルト云フモ亦此理ナリ
 本節ニ私ニ軍用ノ銃礮云々トアルヲ以テ其物タル軍用ノ爲メニアラ
 サルカ或ハ政府ノ許可ヲ得テ有スルコトハ固ヨリ罪ト爲ラサルナリ
 故ニ本節ノ罪ヲ構成スルニハ左ノ二原素ヲ要ス

第一 許可ヲ得サルコト

第二 軍用ノ銃礮彈藥ナルコト

之レヲ圖スレハ如左

第五節

(一) 銃礮

(二) 彈藥

製造

所有

罪

(三) 私

(四) 軍用

(一) 輸入

(二) 販賣

製造ニ同シ

說明 第一、百五十八條○第二、百五十九條

其第一種ノ罪ハ第五百五十七條ナリ

第五百五十七條 官名ヲ受ケス又ハ官許ヲ得スシテ陸海軍ノ用ニ供

スル銃礮彈藥其他破裂質ノ物品ヲ製造シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ附加ス其之ヲ輸入シタル者亦同シ

前項ノ物品ヲ私ニ販賣シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

後項私トアルハ前項ノ所謂官許ヲ得サルト云フコトナリ銃礮彈藥其他破裂質ノ物品云々トアル其他ト云フ様ノコトニ付テハ何時モ爭アルモノナリ是レ彈藥ヲ造ルニ用ヰル硝酸ヲ所有スル場合ノ如キ然リ輸入シタル者亦同刑ニ處スル所以ノモノハ元來法律ハ之ヲ出來スコトヲ惡ムモノナルカ故ナリ

第二項ハ全ク右ト異ニシテ設ヒ官許ヲ得テ造リシモノナルモ許可ナクシテ他ヘ賣捌キシ如キ場合ナリ許可ナクシテ販賣ヲ爲スハ則チ之ヲ製造シタル者ト同様ノ害ヲ社會ニ引起スモノナルヲ以テ殊ニ之ヲ罰ス

第百五十八條 前條ノ罪ヲ犯スト雖モ職工又ハ雇人ニシテ止タ正

犯ノ使令ニ供シタル者ハ各本刑ニ照シ二等ヲ減ス

本條ハ第百五十七條ノ説明ニ過キス全体本節ノ罪ハ固有ノ惡ノ性質ヲ有セサルヲ以テ人ニ雇ハレテ其業ヲ執ル者多シ此等職工又ハ雇人ヲ目シテ共犯ト爲サス主ト雇トハ全ク之ヲ區別シ其製造ス可キ命ヲ下ス者ハ前第百五十七條ニ由リ又其命ヲ受ケテ働ク者即チ職工雇人ハ唯手間代ヲ得ントシテ其業ニ從事シタルニ止マルヲ以テ共犯者トセス第百五十八條ニ由リテ處分ス

第九條 第一百五十九條

第一百五十九條 前二條ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂
犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

此條モ亦第一百五十七條ノ説明ナリ是レ其害ノ及フ所殊ニ大ナルヲ以
テ未タ其罪ヲ遂ケサル者猶之ヲ罰ス

第一百六十條

第一百六十條 第一百五十七條ニ記載シタル物品ヲ私ニ所有シタル者

ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ニ於テハ第一百五十七條ニ記載セル物品ヲ唯手許ニ置キタルノミ
ニシテ既ニ罪ト爲ルモノナリ但此ニ所有トアルカラニハ他人ノ物品
ヲ預リ或ハ借受ケテ之ヲ所持スルハ敢テ罪ト爲ラサルナリ

第一百六十一條

第一百六十一條 第一百五十七條ニ記載シタル物品ノ製造ニ供シタル

器械ニシテ單ニ其用ニ供ス可キ物ハ何人ノ所有ヲ問ハス之ヲ沒收ス
本條單ニ其用ニ供スル器械トアルヲ以テ第一百五十七條ニ記載シタル

物品ノ製造ニ供スル外他ニ其用ヲ爲サ、ルモノ、ミ没収スルモノナ
リ
此ニ何人ノ所有ヲ問ハスト云フコトハ重キモノニシテ通例刀劍ノ如
キハ官ニ没収シテ之ヲ其所有主ニ返還スルヲ常トス然ルニ本條ハ何
人ノ所有ヲ問ハス之ヲ没収スルハ蓋シ其物品ハ他ニ使用スルノ必要
ナキト之ヲ没収セサレハ後日亦社會ヲ害スルノ恐アルトノ二理由ニ
基キシモノナリ

第六節 往來通信ヲ妨害スル罪

本節ノ罪ハ前々ノモノヨリハ大ニ其性質ヲ異ニスルモノニシテ公道
ノ往來ヲ妨害シタル如キモノヲ罰スル條々ヲ規定セシモノナリ

第六十二條 道路橋梁何溝港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害シタル者

ハ二日以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附

往來通信
ヲ妨害ス
ル罪

第六十
二條

意ノ有無ヲ問ハス常ニ誹譏トシテ問ハサルナリ然レモ此種類ハ素ヨリ公益ノ爲メニ言論ノ自由ヲ許サ、ルヘカラサルモノニ限ルヲ以テ其場合モ自カラ少ナシ今其重要ナルモノヲ示サン

(一) 國會議員タル者議場ニ於テ議事ニ關係シ發シタル言語ハ假令人ノ名譽ヲ傷クルカ如キモノナルモ又人ニ損害ヲ蒙ラシムルカ如キモノナルモ又惡意ノ有無如何ヲ問ハス決シテ民事上ノ責任ヲ有スルコトナシ然レモ議場外ニ於テ斯ル言語ヲ發シ若クハ之ヲ出版スルニ於テハ法律ノ保護スル限ニアラサルヘシ尤モ國會議員ニ配布セン爲メニ印行配布シタル議院内ノ言論及手續ノ記事ハ法律ノ保護ヲ受クルモノトス

(二) 法廷ニ於テ裁判官ノ發シタル言語ハ假令訴訟ニ關係ナク又何等ノ性質ニ屬スルノ言語タルトモ決シテ民事上ノ責任ヲ負擔セ

サルナリ

(三) 證人トシテ法廷ニ呼出サレタルモノ、陳述モ亦同様ニテ其陳述何等ノ元素ヲ包含スルモ敢テ誹譏ヲ以テ論セス然レモ不實ノ陳述ヲナシタルモ別ニ制裁アリ

(四) 代言人裁判官ノ命ヲ受ケ法廷ニ於テ發シタル言語若クハ訴訟ニ關係アル言語文書

以上數種ノモノハ即チ乙種ニ屬スル重要ナルモノナリトス於是乎諸君ハ誹譏犯ノ大綱ヲ了知シタルモノニシテ之ヲ外ニシテ別ニ注目スヘキノ要點ナキナリ

第二章 詐僞犯

事柄ノ虛妄ナルコトヲ知リナカラ對手又ハ第三者ヲシテ其虛妄ノ事柄ヲ信用セシメ依テ或ル行爲ヲナサシメンコトヲ希望シツ、對手ニ

向、ヒ、虚、妄、ノ、表、示、ヲ、ナ、シ、タ、ル、ニ、對、手、又、ハ、第、三、者、之、レ、ヲ、信、用、シ、表、示、者、ノ、
企、望、シ、タ、ル、行、爲、ヲ、ナ、シ、損、害、ヲ、受、ク、ル、ニ、至、リ、タ、ル、ハ、其、虚、妄、ノ、表、示、ヲ、
稱、シ、テ、法、律、上、詐、欺、ト、云、フ、例、ハ、甲、者、ア、リ、某、會、社、ノ、株、券、ヲ、有、セ、リ、然、ル、
ニ、該、會、社、ハ、近、來、損、耗、引、續、キ、將、サ、ニ、倒、産、セ、ン、ト、ス、ル、ノ、勢、ア、ル、ニ、因、リ、甲、
者、ハ、乙、者、ヲ、シ、テ、其、所、有、ノ、株、券、ヲ、購、買、セ、シ、メ、ン、コ、ト、ヲ、欲、シ、乙、者、ニ、說、ク、
ニ、該、會、社、ノ、盛、運、ヲ、以、テ、シ、タ、リ、乙、者、ハ、事、實、ヲ、知、ラ、ス、シ、テ、一、ニ、甲、者、ノ、言、
ヲ、信、シ、甲、者、所、有、ノ、株、券、ヲ、購、買、シ、タ、ル、ニ、豈、ニ、圖、ラ、ン、ヤ、會、社、ハ、將、サ、ニ、倒、
産、セ、ン、ト、ス、ル、ノ、有、様、ニ、在、リ、テ、殆、ト、無、價、ノ、モ、ノ、タ、ル、コ、ト、ヲ、發、見、シ、大、ニ、
損、害、ヲ、蒙、リ、タ、ル、カ、如、キ、場、合、ニ、於、テ、ハ、甲、者、ハ、則、チ、對、手、ノ、乙、者、ヲ、シ、テ、其、
虚、妄、ノ、事、柄、ヲ、信、用、セ、シ、メ、依、テ、其、所、有、セ、ル、株、券、ヲ、購、買、セ、シ、メ、ン、コ、ト、ヲ、
希、望、シ、ツ、對、手、ノ、乙、者、ニ、向、ヒ、其、虚、妄、ナ、ル、表、示、ヲ、ナ、シ、タ、ル、ニ、對、手、ノ、乙、
者、ハ、果、シ、テ、之、レ、ヲ、信、用、シ、テ、表、示、者、タ、ル、甲、カ、企、望、シ、タ、ル、通、リ、株、券、ヲ、購、

買シ損耗ヲ招クニ至リタルナリ故ニ甲者ノ表示ハ即チ詐僞ナリトス
又例ヘハ甲者アリ乙者ヨリ獵銃ヲ購求スルニ際シ今購求セントスル
獵銃ハ丙者ノ用ニ供セントスルノ目的タル旨ヲ告ケタリシニ乙者ハ
其旨ヲ承了セリ然ルニ乙者ハ事實危険ナル獵銃タルヲ知リナカラ之
レヲ提出シテ甲者ニ告クルニ此獵銃ハ製造巧ミニシテ且ツ安全ナル
コトヲ以テセリ甲者ハ則チ其言ヲ信シテ之レヲ購買シ携ヘ歸テ丙者
ヲシテ該獵銃ヲ使用セシメタルニ豈ニ圖ランヤ忽チニ破裂シテ大ニ
丙者ヲ傷ケタルカ如キ場合ニ於テハ乙者ハ該獵銃ノ製造巧ミニシテ
且ツ安全ナルコトノ虛妄ナルヲ知リナカラ對手ノ甲者ニ向ヒ其虛妄
ノ事柄ヲ表示シタルニ甲者ハ之レヲ信シテ表示者ノ企望シタルカ如
ク其獵銃ヲ購買セリ第三者タル丙者モ又之レヲ信シテ該獵銃ヲ使用
シ遂ニ損害ヲ蒙ルニ至リタルナリ故ニ乙者ノナシタル虛妄ノ表示ハ

詐僞トシテ論スルヲ得ヘシ是等ノ場合ニ於テ虚妄ノ表示ノ爲メニ損
 害ヲ蒙リタル者ハ表示者ニ對シテ損害賠償ノ訴ヘヲ起スコトヲ得ヘ
 キナリ
 右陳述シタル詐欺ノ義解及ヒ二三ノ例ニ因テ之レヲ見レハ法律上詐
 欺ヲ組成スルニハ則チ左次ノ五條件ヲ必要トナスコト甚ダ明瞭ナリ
 (一)被告ハ事實ニ反對シテ虚妄ノ表示ヲナシタル事(二)被告ハ虚妄ナル
 コトヲ知リナカラ其表示ヲナシタル事(三)原告ハ被告ノナシタル表示
 ノ虚妄ナルコトヲ知ラス却テ之レヲ事實ナリト信用シタル事(四)被告
 ハ原告ヲシテ其表示ヲ信セシメ或ル行爲ヲナサシメントスルノ意思
 ヲ有シタル事(五)原告ハ被告ノ企望シタル行爲ヲナシ損害ヲ蒙ルニ至
 リタル事はレナリトス此五條件ニシテ既ニ完備シ原告ニ於テ一々之
 レヲ證明スルコトヲ得ハ即チ以テ法廷ノ救正ヲ仰クコトヲ得ヘシ今

ろ That the defendant has made a false representation of material facts.

は False representation.

此條件ニ付左ニ大略ノ説明ヲナシ以テ詐欺ノ何タルチ一層明瞭ナラシメントス

一 被告ハ事實ニ反對シテ虛妄ノ表示ヲナシタル事

虛妄ノ表示トハ英語ハ「フオールス、レプレゼンテーション」ト云フコトニテ或ハ單ニ僞示トモ譯シ居レリ即チ事實ニ違フタルコトヲ表示シ示スノ意ナリトス眞實ノ事柄ヲ人ニ表示シタリトテ固ヨリ法律ノ問フ所ニアラサルモ事實ニ違フタル事柄ヲ表示スルニ至テハ法律ノ吟味ヲ要スヘシ然レモ其之レヲ表示スルノ方法ハ敢テ言語ヲ以テスルニ限リタル譯ニモアララス舉動ヲ以テスルモ事實ニ違フタルコトヲ表示セハ取りモ直サス僞示タルチ免レサルナリ普通ノ例ヲ舉クレハ信用ノ厚キ商人ノ商票ヲ他人カ擬シテ之レヲ自己ノ賣捌キ居ル劣等ノ物品ニ貼付シ買人ヲ欺キ又競賣場ニ於テ賣品ヲ高價ニ賣拂ハンコトヲ欲

買人ノ破産ヲ聞知スルアラハ其引渡ヲ中止スルヲ得ル特權ヲ賣主ニ與フルナリ去レト是ハ賣買主ノ間柄ニ在テノミ言フヘクシテ若シ第三者ニ荷積證書ヲ讓與シタル時ハ此特權ハ其力ヲ失フモノトス何トナレハ荷積證書ハ爲替手形ト同様ニシテ流通ノ性質ヲ帶ヒタルモノニシテ其讓受人ハ其裏書ヲ信用シテ之ニ信認ヲ置キタルモノナレハナリ若シモ荷出人ニ於テ其流通ヲ禁セント欲セハ何故ニ荷受人ハ買人ニ限ルトノ記入ヲ爲サ、ルヤ若シ之ヲ爲サスシテ一旦流通ヲ爲シタル後ニ及テ其流通ヲ禁セントスルハ不當ト謂ハサルヲ得ス而シテ本訴ニ於テハ無記名裏書ナレト是レハ恰モ直ニ荷受人ニ宛テ、裏書シタルト同様ナリ何トナレハ其證書ニ何人ニテモ一タヒ裏書讓受人トシテ其姓名ヲ記入スレハ直ニ記名裏書トナスヲ得レハナリ故ニ最初ハ無記名ナリシトノ一事ハ毫モ障害ヲ與ヘサルナリ果シテ然ラハ

パタルソ
ン對ガン
ダセキ

ライト對カンベルノ訴件ニ於テロールドマンズフィールド氏ノ定メタル
 原則ヲ玆ニ應用シ得ヘシ氏曰ク海外ニ在ル賣買請負人カ善意ヲ以テ
 荷物ヲ賣却スル時ハ買受人ハ未タ現實ノ占有ヲ得スト雖トモ賣渡證
 書ノ効力ニヨツテ完全ナル權利ヲ得ヘシ故ニ其後ニ至リ賣渡人ハ買
 受人ト其荷物ノ所有權ヲ爭フヲ得サルナリト右ノ理由ニヨリ本訴ニ
 於テハ原告ノ勝訴ニ歸セリ

此ノ訴件ヲ以テ定メタル原則ハ荷物買受人カ善意ノ第三者ニ荷積證
 書ヲ移轉セシ場合ニ於テハ賣渡人ハ買受人ノ破産ヲ聞知スルモ其荷
 物ニ對スル中途差留權ヲ有セス而シテ其荷積證書ノ裏書ハ記名ニテ
 モ無記名ニテモ其間ニ差違アルコトナシ

〔第拾三〕 パタルソン對ガンダセキ

Paterson v. Gandasequi

(事實) 被告ガソダセキハイスポニアノ商人ニシテ其本國マドリットニ在ル某外國貿易會社ノ支配人ナリ一千八百十年ノ一月被告ハ英國倫敦ニ於テ甲會社ニ依頼シテ自分ノ爲ニ貨物買入ノ事ヲ附托セリ於是甲會社ハ原告ノ許ニ至リ申込ナシ絹製ノ靴下ヲ買ハント欲シ其見本ヲ求メタリ然ルニ原告ハ之ヲ承諾シテ甲會社ニ到リ其物品ノ見本及物價表ヲ示シ并ニ約束ノ條件其外ノ事ヲ商議セリ而シテ該時甲ノ店ニハ被告モ亦居リテ原告ノ持來リタル物品ヲ擇ミ其代價ヲ親シク檢ヘ採シテ萬事ノ取極ヲナシタリ偕一月六日ニ至リテ原告ノ許ニ甲會社ヨリ絹ノ靴下千五百足ヲ買ハンコトヲ書面ニテ注文シ來レリ其後暫クシテ又同シ物品ヲ千五百足買ハン爲メニ同會社ノ記名シタル注文狀ヲ送レリ但兩度トモ甲會社ノ記名アレトモ其實ハ被告ノ爲ニ買

始審ノ裁
決

ヒタル者ニシテ甲會社ハ被告ノ發シタル命令ニ從ヒ注文ヲナシタル
ナリ而シテ原告ハ其注文狀ニ從ヒ現物品ノ引渡ヲナシ信用賣ナレハ
其帳簿ニハ甲會社ノ負債トナシテ記入シ品物明細表モ亦甲會社ノ名
宛ニテ差送レリ又甲會社ニ於テハ固ヨリ自己ノ爲ニ買入レタルニア
ラサレハ其物品ノ代價ハ被告ノ借リ分トシテ帳簿ニ記入セリ然ルニ
此取引アリテ後未タ物品ノ代價拂ヒ入レノ期ニ至ラサルニ先テ甲
會社ハ破産セリサレハ原告ハ信用ヲ置キタル甲會社ニ對シ物品ノ代
價ヲ請求スルモ甲會社ハ之ヲ仕拂フヲ得サルヲ以テ遂ニ甲會社ノ本
人ナル被告ニ對シテ右物品代價請求ノ訴ヲ起セルナリ

ロールド、エレンボーローガ巡迴裁判廳ニ於テ此事實ヲ取調ヘ始審ノ判
決ヲ下シテ曰ク原告ハ甲會社ト取引シタル時ハ甲會社ニ信用ヲ置キ
タル者ナリ且ツ其當時原告ハ甲會社ノ名義ナレトモ其實ハ會社自ラ

ノ爲ニアラスシテ他ヨリ托サレタル者ナルコトヲ知レルナリ然ルチ
 故ラニ甲會社ヲ信用シテ賣込ミタル者ナレハ被告ニ對シテ訴求スル
 ノ理ナシ故ニ原告ノ申分立スト
 (控訴ノ申立) 是ヨリシテ再審ノ訴起レリ其理由トスル所ハ組合ニ於
 テ表在組合員(組合員タルコトノ世間ニ現ハレタル者)ト匿在組合員(組
 合員タルコトノ世間ニ表ハレサル者)トノ二種アリテ組合ニ從ヘハ組
 合ニ對シ物品ヲ賣渡ス者ハ表在組合員ヲ信シテ賣込ミタルトキニモ
 其後匿在組合員アレハ尙ホ其人ニ對シテ出訴スルヲ得ル者トス本訴
 場合ニ於ケルモ之ト等シクシテ設令始メハ甲會社ヲ信用シテ取引シ
 タルニモセヨ後日ニ至リ匿在シタル被告アルコトヲ發見シタルトキ
 ハ之ニ對シテ訴ヲ起スハ固ヨリ當然ノ事ナリト云フニ在リ
 然ルニ被告代言人ハ再審ノ請求ニ反對シテ曰ク被告ハ外國人ニシテ

英國ノ市場ニ於テ自分ノ信用ヲ使用スルヲ好マサル故ニ甲會社ニ托シ該會社ノ名義ヲ以テ物品ヲ買ハシメタルナリサレハ被告ハ甲會社ニ對シテ責任アルノミナリ又原告ハ甲會社ト取引シテ該會社ニ信用ヲ置キタルモノニシテ其當時甲會社ハ被告ノ爲ニ物品ヲ買ヒタルコトハ充分知リテ然ル後ニ爲シタルモノナレハ被告ハ敢テ原告ニ對シ責任ヲ負フノ理由ナシ若シ被告モ尙ホ原告ニ對シテ責任アリトセハ被告ハ二重ニ責任ヲ負フモノナリ何トナレハ被告ハ甲會社ニ對シテ責任ヲ負ヒタル上ニ今又原告ニ對シテ責任アリトスレハナリ

爰ニ裁判官ロードエレンボーロー挿説シテ曰ク余ハ屢外國商人カ自ラ責任ヲ負フヲ好マサル故ニ自分ノ代理人ヲ用ヒ其名ヲ以テ物品ヲ買フコトヲ目撃セリ如何ナル場合ニモ若シ代理人ニ物品ヲ賣渡ストキハ別ニ本人アリト云フヲ知リナカテ故ラニ代理人ノミニ信用ヲ置

キタルトキハ更ニ本人ニ對シテ請求スルコトヲ得サルナリト
原告代行人口ヲ繼キ曰ク原告ハ賣買ノ當時ニ於テ被告ハ取引ノ本人
ナリトハ毫モ知ラサリシ故ニ後日之ヲ知リタル以上ハ之ニ對シテ代
價ヲ請求スルコトヲ得サル可ラスト
被告曰ク事實ハ全ク原告ノ言フ所ニ反對セリ被告ハ賣買ノ當時ニ其
場ニ臨ミ而シテ原告ニ對シ自分ノ望ム所ノ物品ヲ指示シ見本ヲ擇ミ
タリ故ニ原告ハ被告コソ眞ニ買主タルコトヲ充分知リタル者ナリト
ス唯被告ヲシテ責任ヲ負ハシメントスル理由ノアルハ詰リ其物品ガ
被告ノ手ニ落チタル故ニ其代價ヲ拂フヘシト云フニ過キス然レトモ
此理由ノミヲ以テ責任アリトセハ遠方ノ植民地ニ在ル商人カ倫敦ノ
代理人ニ托シ物品ヲ買入レタルトキハ其品物ヲ落手シタルモノ即チ
植民地ニ在ルモノニ責任アリトセサルヲ得サルニ至ラン本件ノ場合

ニ於テ被告ハ遠方ノ植民地ニ在ルモノト同シ地位ニ在ルモノナリ尤モ人アリ自分ノ爲ニ品物ヲ買ハシメント欲シ他人ヲ代理人トシテ用ヒタルトキハ設令賣買ノ時ニ於テ賣主ハ本人ニ信用ヲ置サルモ其後ニ至リ買主ハ單ニ代理人ニシテ外ニ在ル本人ノ爲ニ買ヒタリト云フコトヲ發見シタルトキハ其本人ニ責任アルコトアリ然ルニ本件ノ場合ニ於テ甲會社ハ被告ノ代理人ニアラス被告ハ固ヨリ直接ニ取引ヲナシタルニアラサルナリ其實際ノ關係如何ト云フトキハ被告ト甲會社トハ互ニ賣買ノ場合ニ與カリタル者ニシテ其意思ヲ探究スレハ原告ハ被告ニ信用ヲ置カスシテ甲會社ニ對シテノミ責任ヲ負ハシムルヲ期セリ故ニ別ニ被告タル他ノ一人ハ取引ニ關係セサルモノト見做シタルコトヲ示セルナリ加之物品ヲ請取リタルカ爲メニ責任アリトセハ非常ノ混雜ヲ生シ實際行ハル可ラス例ヘハ一人ノ賣買周旋人ア

リテ幾人モアル本人ノ爲ニ品物ヲ買込ミ之ヲ各本人ニ送ルトセシ
此場合ニ該周施人ト本人ハ常ニ貸借ノ取引ヲナシ居ル者ナルトキハ
物品ヲ送ルハ其負債ヲ償却スルニ過キサルヲモアリテ之ヲ以テ物品
買入トハ見做ス可ラサルヘシ故ニ各本人ハ幾許ヲ負擔スヘキヤヲ明
瞭ニス可ラサルコトアラシ又受負大工アリ他人ヲ雇ヒ入レ又ハ他ヨ
リ材料ヲ買入タリトセシニ其時受負大工ノ爲ニ働キタル者及ヒ材料
ヲ賣渡シタル者ハ家主ニ對シテ直接ニ賃錢及ヒ代金ヲ請求スルヲ得
スサレハ到底原告ハ甲會社ト取引シタル時ニ甲ヲ目的トスヘキヤ被
告ヲ目的トスヘキヤヲ擇ヒタル者ナリ其證據ハ甲會社ニ對シ明細表
ヲ送り又甲會社ハ被告ニ對シテ貸シ分トナシタルヲ以テ知ルヘキナ
リ又賣買周施人ノ場合ニ於テモ賣買ノ當時ニ本人ノ誰タルコトヲ知
ル能ハスシテ後ニ至リテ之ヲ知リタルトキハ其本人ニ對シテ請求ス

ルヲ得ルモ始メヨリ本人ノ誰タルヲ知リナカラ尙ホ代理人ヲ信
 用シタルトキハ後ニ至リテ本人ニ對シテ請求スルヲ得サルモノトス
 原告代言人曰ク取引ノ當時ニハ他ニ一人アリシニ相違ナケントモ其
 者カ果シテ物品買入ノ本人ナリト云フコトハ原告ニ於テ知り居リタ
 ルニアラス實ニ其人ノ姓名タモ知ラサリシナリ故ニ物品ノ明細表ノ
 名宛チ甲會社トナシタリトモ之ヲ以テ被告ニ對スルノ權利ヲ放棄シ
 タルノ證據トナスニ足ラサルナリ故ニ被告等ノ議論ハ少シモ其力ナ
 シ何トナレハ原告ハ敢テ甲會社ノミチ信用シテ被告ヲ棄テタルニ非
 サルチ以テナリ即チ賣買周施人ニ托シテ品物ヲ買ヒ入ル、者アリテ
 後チ本人ノ誰タルコトヲ發見シタルトキハ賣主ハ本人ニ係リ其代價
 チ要求スルコトヲ得ヘシ故ニ若シ被告ハ自分ニ責任ヲ負フコトヲ免
 レント欲シハ賣渡人ニ通知シテ甲會社ノミチ信用スヘキコトヲ云ハ

サル可ラス然ルヲ被告ハ此通知ヲ爲サス後日ニ至リ其責任ヲ免レン
 トスルハ不理ナリトス又混雜ノ恐レアリト述レトモ此場合ニ於テハ
 本人ハ一人ニシテ盡ク其物品ヲ落手シタルモノナレハ更ニ混雜ス可
 キ筈ナシト
 判事長エレンボーロー曰ク當法廷ノ所見ニ於テ若シ原告ハ被告ノ爲
 メニ且被告ノ損益ニテ品物ヲ賣渡シタル者ニテ原告ハ甲會社ト賣買
 ノ當時ニ既ニ其事實ヲ知り居リタルコト明白ナルトキハ法律ノ問題
 トシテ爰ニ疑ヒナシ即チ此訴件ニ於テ被告ニ義務ヲ負ハシム可キニ
 アラス然ルニ事實ニ據レハ被告ハ甲會社ノ店ニ在リテ原告ノ持來リ
 タル見本ヲ閱シ品物ヲ擇リ分ケ取引ニ與リ其後品物ノ注文ハ甲會社
 ノ名義ヲ以テシ其代價ハ甲會社ヲ信用シテ信用賣チナシ物品ノ明細
 表モ亦甲會社ニ對シテ送りタルナリ此事實ニ對シテ法律ノ問題トナ

ルハ以上ノ取引ヲナスニ當リ被告カ果シテ眞ノ買主ナリシヤ否ヤト云フニ在リ從來ノ判決例ニ據ルニ未知ノ本人ヲ後日ニ至リ發見シタルトキハ其代理人ノ結ヒタル契約ニ付責任アリト定レリ併シ此原則ニモ制限ヲ加ヘテ見サル可ラサルナリ則チ若シ對手カ始メヨリ本人タル人ヲ知リナカラ故ラニ代理人ヲ信シテ之レヲ義務者トナシタル時ハ再ヒ本人ニ對シテ請求スルコト能ハサルナリ余カ始メ此訴件ヲ審理シタルトキハ被告ハ買主ニシテ甲會社ハ其代理人ナルコトヲ原告ハ知リタル者ト審定シタル故ニ被告ノ勝訴ト爲シタルナリ然リ而シテ復タ能ク事狀ヲ考フレハ證據ニモ疑ヒアリテ原告ハ果シテ始メヨリ充分ニ情ヲ知リタルヤ否ヤ明瞭ナラサル所アレハ再審ヲ許ス可シト判事ベール曰ク外國ニ在ル本人ヲ保護スル爲ニ商人間ニ特別ノ習慣アルヤモ知ル可ラス換言スレハ自國ニ在ル本人ナレハ

責任アレトモ其本人カ外國人ナルヲ以テ責任ナシトノ習慣有ルヤモ測ラレサレハ此點ハ陪審官ノ判定ニ委ス可キナリ又余ハ以爲ク一般ニ賣主ハ何時ニテモ買主タル本人ヲ見出ストキハ本人ニ係リ請求スルコトヲ得ルト雖トモ賣主カ取引ノ始メニ此權利ヲ拋棄シタルトキハ此限ニアラスト故ニ余モ他ノ判事ト同意スルトコロハ若シ賣主ハ賣買ノ當時本人アルコトヲ知リナカラ故ラニ任意ヲ以テ其代理人ノミチ信用シタルモノナランニハ本人ニ係ル權利ヲ拋棄シタル者ナリトス而シテ此訴件ニ於テ果シテ原告ハ此權利ヲ拋棄シタルヤ否ヲ吟味スルヲ許スヘシト云フニ在リ

其他ノ判事モ各其說ヲ述ヘタレトモ結局皆事實ノ問題ニシテ陪審官ヲシテ再ヒ事實ヲ判定セシムヘシトナセリ

本訴件ノ規則ヲ略言スレハ品物ノ賣主ハ賣買ノ當時ニ於テ買主ガ

自分ノ名義ニテ取引スルモ其實ハ他人ノ代理人ナリト知りナカラ
 故ラニ表向キノ買手乃代理人ニ信用ヲ置キテ之ヲ賣渡シタルトキ
 ハ始メヨリ知レタル本人ニ對シテ其品物ノ代價ヲ請求スルヲ得ス
 乍併賣買ノ當時ニハ賣主ノ外ニ本人アルコトヲ知ラスシテ後日ニ
 至リ其本人ヲ發見シタルトキハ本人及ヒ代理人ノ何レニ係リテモ
 請求スルコトヲ得可シ但シ商人社會ノ慣習ニヨリテ在外國ノ本人
 ヨリ委託ヲ受ケタル代理人ト取引シタルトキニ於テ代理人ノミニ
 信用ヲ置キタランニハ本人ニ責任ヲ負ハシメストナス如キコトア
 レハ此限ニアラス

[第拾四] アデソン對カランダセキ (2 Sm. L. C. 277)

Addison v. Gandasequi

(事實)

被告ハイスパニヤノ商人ニシテ其本國マドリットニテ一ノ

アデソン
 對カランダ
 セキ

事實

外國貿易會社ノ支配人ナリ英國倫敦ニ於テ甲會社ヲ頼ミテ原告ヨリ
品物ノ買入ヲナシタリ元來原告ハ甲會社ノ年來ノ取引先キナリ諸原
告ノ品物ヲ賣渡スヤ其初メ品物ノ見本ヲ持シテ甲會社ニ至リ爰ニ被
告ト出合ヒタリ被告ハ原告ノ持來リタル色々ノ見本ヲ吟味シ又其代
價ヲ定メ且其品物ノ向ケ口杯ヲ原告ニ談話セリ又被告ハ其品物ヲ自
分ノ居所ニ一週間モ留メ置キ之ヲ吟味セリ其間ニ原告ノ丁稚モ屢被
告ノ許ニ往來シ他品ノ見本ヲモ示シタリ斯クシテ後原告ハ甲會社ヨ
リ注文狀ヲ請取リタレハ之ニ應シテ品物ヲ賣込ミタリ蓋シ原告及ヒ
其書記ハ被告ト出合ヒテ屢面談セリ其後又新タニ注文ヲ加ヘ其注文
狀ハ例ニ依リ甲會社ノ名義ナレトモ其品物ヲ擇ム等ハ常ニ被告之ヲ
爲シタリ又物品ノ荷造リヲナスニ當リ甲會社ハ原告ニ告グルニ被告
ノ指圖ヲ受ク可キ旨ヲ以テセリ此ノ如クナレハ原告ノ帳簿面ニテハ

甲會社ニ對スル貸トナシ又甲會社ノ帳簿ニテハ代價及ヒ手数料トテ
被告ニ對スル貸トナシ原告ニ對スル借トナセリ其後復タ甲會社ヨリ
原告ニ掛ケ合ヒテ今少シ品物ヲ賣渡サンコトヲ申込シカ原告ハ甲會
社ニ對シテハ余リニ既ニ貸シ高超加セリトテ之ヲ拒絕シタリ又其荷
物ヲ被告ノ本國ニ運輸スルヤ甲會社ハ自分ノ名義ニテ貸船條約ヲナ
シ且船長ニ命スルニ被告ヨリ甲會社ニ拂フヘキ金額ヲ渡スマテハ此
荷物ノ引渡ヲ爲ス可ラサル旨ヲ以テセリ因リテ船長ハ其命ニ從ヒ取
計ヒチナシタリ又甲會社員ノ一人ハ證人トシテ裁判所ニ於テ陳述ス
ル様ニハ此賣買ノ時ニ會社カ原告ヨリ品物ヲ買ヒタルハ自分ノ信用
ニテ買ヒ込ミタル者ニテ常ニ會社カ自己使用ノ品物ヲ買込ムトキハ
同一ノ手續ニヨレルナリ又荷物ヲ運輸スルニ當リ海上保險ヲナスニ
モ甲會社ノ名義ヲ以テ取計ヒ之ニ付テモ若干ノ手数料ヲ得タリ云々

始審ノ判決

而シテ原告曰ク勿論原告ハ甲會社ニ信用ヲ置キタルニ相違ナキモ其品物ハ被告ノ手ニ在ルモノナレハ被告ハ其代價ヲ拂ハサル可ラス且ツ代理人ヲ信用シテ取引セタル時ト雖モ本人アレハ其責ヲ負ハシムルハ委托賣買ノ普通ノ場合ナリト

(始審ノ判決)

判事長マンスフィールド曰ク果シテ此場合ニ於テ甲

會社カ委托賣買人トシテ取引シタルヤ否ヤヲ審ニスルハ本訴ノ要點ナリトス故ニ陪審官ハ宜シク之ヲ審定ス可シト又注意ヲ加エテ曰ク被告ハ自カラ品物ノ見本ヲ吟味シ取引ノ時ニ臨席シタル者ニテ原告ハ被告カ其買主ナルコトヲ知りタル者トスレハ通例ノ場合ヨリ考ヘナハ多分ハ被告ニ對シテ信用ヲ置キタル筈ノ處ナレハ此レ亦考フ可キコトナリト然ルニ陪審官ハ甲會社ハ本人トシテ取引シタル者ナリト判定セタルヲ以テ遂ニ被告ノ勝訴トナシタリ

再審ノ許
可ニ對ス
ル抗辯

於是再審ノ訴ヲ起シタリ即チ再審許可ニ對スル抗辯并ニ原告ノ主張
スル論旨ハ如左

(再審ノ許可ニ對スル抗辯)

曰ク證據ノ全結果ヲ總括スルトキハ甲

會社ハ取引ノ時ハ被告ノ代理人ニアラスシテ實ニ其本人ナリ而シテ
賣主ハ此本人ニ對シテ信用ヲ置キタル者トス何トナレハ此ノ如クセ
サレハ被告ハ其品物ヲ自分ノ手コ入ル、コト能ハサル可シ即チ被告
ハ外國人ニシテ倫敦ノ市場ニテハ名ノ知レサルモノナレハ巨大ノ金
額ニ付キ信用ヲ置カサル可シ畢竟甲會社ニ對シテコソ信用ヲ置キタ
ルナラン又最後ニ今少シ品物ヲ送り吳レヨト申込ミシトキ其申込ミ
ニ應セサルハ則チ甲會社ニ對シテハ既ニ充分ノ信用貸チナシタレハ
此上重チテ貸ス能ハスト云ヒシ者ニテ被告ニ對シテ其信用盡キタリ
ト云フニアラサルナリ是ニ依テ見ルトキハ原告ハ始メヨリ甲會社ニ

對シテ信用ヲ置キタルナリ
原告曰ク此場合ニ甲會社ハ全ク被告ノ代理人ナリ何トナレハ甲會社
ハ被告ヨリ手数料ヲ請取り其代理ヲナスヲ見テモ知ルヘキナリ故ニ
原告ハ甲會社并ニ被告ニ對シテ權利ヲ有スルモノナリ即チ注文狀ノ
表ニ據レハ甲會社ニ對シテ權利ヲ有シ又一方ヨリ云ヘハ其品物ヲ得
タルハ被告ニシテ其品物ヲ握リタルハ暗黙ニ其代價ヲ仕拂ハンコト
ヲ約シタルモノナレハ之ニ對シテモ尙ホ權利ヲ有スルモノナリ蓋シ
英法ニテハ品物ヲ受取りタルトキハ暗黙ノ約束アリトシテ責任ヲ負
ハシムルハ一般ノ原則ナリ故ニ原告ハ何レニ係リテモ要求ノ權アル
モノナリ又賣買委託人カ未知ノ本人ノ爲ニ取引ヲナシタルトキハ後
ニ本人ノ在ルコトヲ得又表在組合員ニ信用ヲ置キタルトキモ後ニ匿
在組合員出ルトキハ是レ亦責任ヲ免ル可カラサルト同一ノ理由ニ據

ルヘキナリ

(判決) 於是判事長マンズフルトハ始審ニ於テ被告ノ勝訴トナシタル理由ヲ述ヘ且曰ク若シ原告ハ被告ニ對シテ賣込ミタル者ニテ甲會社ハ保證人ニ過キストノ意思ナリシナランニハ帳簿ニハ宜シク被告ニ對シテ貸シタルモノト記入セサル可ラス又原告代理人ハ此場合ハ金額巨大ナルヲ以テ其金額ハ何レニ行キシヤ分ラストハ甚タ疑フヘシ若シ一旦甲會社ノ手ニ落チテ原告ノ手ニ行カサルトキハ原告ハ非常ノ損害ヲ被ラサル可ラスト云ヘトモ如此キ理由ハ少シモ取ルニ足ラス設令大金カ紛失シタリトナスモ法律ハ取引ヲナシタル後ノ行爲ニヨリテ變動スルモノニアラス故ニ甲會社カ破産シタルトキハ成ル程原告ノ迷惑トナルニハ違ヒナケレトモ始メヨリ原告ハ甲會社ニ獨リ義務ヲ負ハシメタルモノナレハ余儀ナク甲會社ノミニ係リ請求ス可

第七回

是迄ニテ何ヲ目的トシテ訴答書類ヲ認ムヘキカ而シテ之ヲ認ムルノ規則如何又事實ト法律ヲ區別シテ爭點ヲ定ムヘキヲ示シ且ツ其區別ヲ説明セリ是ヨリ進テ訴答書類ニ關スルノ規則ヲ説明セントス先ツ訴答狀雛形ヲ掲ケ其詳細ヲ述ヘシ其雛形左ノ如シ

訴狀

(訴狀ノ雛形)

番號

裁判所ノ名

何年何月何日ニ召喚狀ヲ發セリ

原告

被告

訴狀

第一條 明治十八年三月三日被告ハ日々新聞へ菓子製造ノ商業株ノ賣却並セテ右商賣ニ關スル店ノ地所建具飾付一切得意先及商賣道具一式ノ賣却ノ廣告ヲ爲セリ而シテ右ノ菓子商業ハ益繁榮スルモノニシテ毎月二十圓以上ノ商賣ヲ爲セリ其虛實ハ丙ニ就テ問合スヘシト記載セリ

第二條 原告ハ第一條ノ廣告ヲ見テ丙ニ面會シ而シテ丙ハ原告ニ紹介シテ双方相談ヲ遂ケ被告ハ原告へ通三丁目五番地ナル菓子商業株及其地所建具飾付一切得意先及商賣道具一式ヲ賣却スルコトニ付キ相談アリタリ

第三條 右相談ニ際シ被告ハ每度右菓子商賣ハ茲ニ繁榮ニ相成リ毎月二十圓以上ヨリ多分ノ商賣アリタルコトヲ告ケタリ

第四條 同年四月廿日原告被告ノ第三條記載スル所ノ言ヲ信シ被告ヨリ二千五百圓ノ代價ヲ以テ前文ノ商賣ニ係ル一切ヲ買フコトヲ約シ右買入ノ手金トシテ被告ヘ金一千圓ヲ仕拂ヘリ

第五條 同年四月二十五日右賣買ノ手續ヲ完了シ土地讓渡ヲ了リ代金殘額ヲ相渡シ同日ニ原告ハ右菓子商業ヲ引取レリ

第六條 其後幾モナク原告ハ右ノ商業タル之ヲ買入ル、ニ付相談約定及其手續ヲ完了シタル時ニ當リテ既ニ久シク衰ヘタルノ商賣タリシ事ヲ發見セリ而シテ右ノ間ニ於テ並ニ其以前該商賣ノ月々ノ上リ高ハ僅々十圓ニ過キサルコト且右商賣ハ唯二千五百圓ノ價ナキノミナラス少モ賣買ノ價値ナキモノナルコトヲ發見セリ

第七條 被告ハ前文ノ如ク原告ヲシテ其言フ所ヲ以テ前文ノ買入ヲ爲サシメシカ爲メ原告ヲ詐リ且詐僞ヲ以テ之ヲ知リナカラ不實ノ陳

答書

述ヲ爲セリ

前條々ノ次第ナルヲ以テ被告ハ原告へ金三千圓ノ損害辨償アラシコ

トナ請求候也

(答書ノ雛形)

番號

裁判所ノ名

原告

被告

答書

第一條 被告曰ク原告訴狀ノ第三條ニ記シタル陳述ヲ爲シタル時原

被告兩造ノ間ニ賣買ヲ相談シタル時間及右賣買ヲ完了シタル時及被告

ヨリ原告へ右商賣一切ヲ引渡シタル時ニ於テモ益該商賣ハ繁榮ノ景

再答書

況ニシテ毎月二十圓以上ノ商賣アリタリシ故ニ訴狀第六條記入ノ事柄ヲ認メス
第二條 菓子商業株ノ賣買ヲ相談スルニ當リ被告ニ於テハ屢原告ハ被告ノ陳述ニ依リ取引ヲ爲スヘカラス必ス自ラ右商賣ノ價及商賣高ヲ取調フヘキコトヲ戒メタリ而シテ之ヲ取調ヘシムル爲メ被告ハ原告ヘ被告ノ右商賣ニ關スル正實ニ證明シタル一切ノ計算帳簿ヲ原告ヘ渡シ原告ハ之ヲ見且検査掛戌ヲシテ逐一検査セシメタリ而シテ原告ハ戌ノ見込并ニ取調ノ結果ニヨリテ買入ヲ爲シタルモノニシテ毫モ被告ノ陳述ヲ信シテ買入ヲ爲シタルモノニアラス
前條々ノ次第ナルヲ以テ被告ハ原告ノ請求ニ應シ難ク候也

(再答書ノ雛形)

番號

訴訟法

百十五

七一

七〇

裁判所ノ名

原告 久、ひ

被告 〃

原告ハ被告ノ答書ニ依リテ論點ヲ定ムルモノナリ

年月日 〃 被告代理人 何某

訴答書類ノ雛形如此之ヨリ一々其何モノタルヲ説明スヘシ

訴答狀トハ訴訟審問ノ前ニ原告、被告各書付テ以テ其主張スル所ヲ示

シ對手ノ主張セントスル所ニ答ルカ爲メ相互ニ提出スル所ノ書類ヲ

云フナリ

今マ其順序チ云ヘハ先ツ通例ニテハ原告ノ訴狀アリ之ニ對シ被告ノ

答書アリ更ニ原告ノ再答書アリ以テ訴答ノ手續ヲ完了ス然レモ昔時

ヨリ三回以上五六回ニ涉リテ互ニ訴答スルノ例尠ナシトセス去レハ

必シモ再答書ヲ以テ訴答ノ手續ハ完了スヘキモノニアラス
雖然實際上ヨリ之ヲ觀ルキハ原告ノ再答書アリタルキハ於是通例訴
訟ノ論點ヲ定ムルニ足ルモノナリ現ニ英米ノ法庭ニ於テハ三回目ノ
答書即チ再答書ヲ以テ訴答ノ手續ヲ了ルヲ通例トナセリ
何故ニ如此訴答ヲナスニ訴答書類ヲ要スルヤト云フニ蓋シ其書類ノ
必要ナル所以ハ(第一)各其事柄ヲ舉ケ一方ニ於テ主張スル所ト他方ニ
於テ拒絕スル所トヲ明カニシ兩造ニ於テ何レノ點ヲ證明ス可キヤヲ
定メ以テ判事ヲシテ審判ノ助ヲ得セシムルニ必要ナリトスルニ在リ
第二加之順次着々論點ノ事實ノ舉カルヲ觀テ原告ハ如何ナル法律ニ
ヨリ此事實ニ効力ヲ有セシメントスルモノナリヤ判事ヲシテ法律上
ノ問題ヲ按出セシムルノ便宜ヲ得セシムルニ必要ナリトスルニ在リ
故ニ訴答狀ノ要ハ之ヲ畧言スレハ單ニ事實ヲ明ニシテ訴訟ノ爭點ヲ

發見スルカ爲メ必要ナルノミナラス併セテ法律ノ適用スヘキ點ヲ發
 見スルコト便宜ナラシムルカ爲メナリト謂フ可シ
 此ノ如クシテ訴答狀ニ依テ原被兩造各其主張セントスル事實ヲ決ス
 ルノ論點ヲ擧ケ其結局對手ノ主張スル所ノ事實全ク眞正ナラスト認
 ムルモハ之ヲ拒絕スルモノトス即チ訴答ノ手續茲ニ終局ヲ告クルナ
 リ然レモ若シ對手ノ主張スル所ノ事實ハ眞正ナラサルニ非スト雖モ
 法律ノ力ヲ貸スニ足ラサルモノト認ムルカ又ハ其法律ノ力ヲ藉ルニ
 足ル丈ノ順序ヲ盡サ、ルモノト認ムルモ之ニ乘シテ爭ハント欲スル
 モハ法律上無効ナル旨ヲ述ヘ之ヲ拒絕スヘシ故ニ訴答ノ手續ヲ結了
 スル論點ニ二點アリ即チ事實上ノ論點及ヒ法律上ノ論點是ナリ
 凡ソ訴訟ヲ判決スルニハ事實ノ信否ヲ以テスルコトアリ或ハ法律上ノ
 問題即チ法律上此事實ハ果シテ如何ナル効力ヲ付セラルヘキヤノ點

ナ以テスルコトアリ是訴答ニ於テ先ツ事實法律ノ二論點ヲ定ムルヲ必
要トスル所以ナリ
茲ニ訴答法ニ就キ少シク沿革ヲ案スルニ昔時ニ在リテハ近時ノ如ク
一々書類ヲ以テセス原被告各言語ヲ以テ論述セシモノナリ而シテ當時
ニ於テハ裁判所ノ書記ハ悉皆之ヲ筆記シテ以テ判決スルノ便ニ供シ
タリシ然レモ今ヲ距ルコト凡ソ二百年前ヨリ訴訟益々繁多ニシテ人事
亦愈々錯雜ヲ極ムルニ至リ到底口頭ノ陳辯ニテハ裁判上不便甚ナカ
ラサルヲ發見シ遂ニ言語上ノ訴答ヲ廢止シ一々書類ヲ以テ訴答スル
コトナレリ故ニ此時ヨリ判事ハ唯訴答書類上論點ノ定マリタル上ニ
就テ之カ判決ヲ下スニ止リ別ニ判事自ラ論點ヲ見出スコトノ要ナキニ
至リシモノナリ然レモ此ノ如クスルキハ書記ハ一々訴答書類ヲ寫取
リ之ヲ雙方ヘ示サルヘカラサルヲ以テ其煩雜甚シク到底今日ニ至

テハ其手數ノ煩ニ堪ヘサルヲ發見シ竟ニ訴答書類ノ如キ其肝要ナル
 モノ、ミ裁判所ニ於テ所藏スルコトナレリ故ニ今日ニ於テハ裁判所
 記録中別ニ對審ノ委曲ヲ盡セルモノアルコトナシ從テ判事ハ訴答書類
 ト口頭ノ辯論トニ依テ決スヘキ論點ヲ自ラ量定シ以テ始メテ判決ヲ
 下スノ慣例ナリ
 蓋シ本邦ニ於テハ大抵訴答狀ヲ作ルニ唯對手ノ落度ニ乘スルヲ是務
 ムルモノ多ク而シテ論點ヲ定ムルノ必要ヲ知ラサル者多キカ如シ加
 之裁判ヲ與フル者モ徒ラニ審問ニ時日ヲ費シ必要ナル論點ヲ定ムル
 コトヲ忘却スルカ如キモノ往々ニシテ之レナキニ非ラス看ヨ此論點ヲ
 誤リ大審院ニ至テ破毀セララル、コト數々アルコト故ニ論點ヲ定ムルハ
 訴答ニ於テ最モ必要トス請フ諸君幸ニ諸ヲ忽ニスル勿レ
 是ヨリ以下訴答書類ノ何タルヲ細説スヘシ

(第一) 訴狀、 訴答ノ手續中第一ニ説クヘキハ原告ノ訴狀ニシテ其訴狀中ニ通例記載スヘキ事柄ハ第一原告カ訴フル所ノ根據タル事實、第二被告カ其事柄ニ對シ犯シタル所爲、第三被告ノ所爲ニヨリ原告カ蒙ムリタル所ノ損害、第四其損害ニ對シ原告ノ請求要領等是ナリ但シ訴訟ノ性質ニヨリ各異同ナキニ非スト雖モ通例右ノ範圍ノ外ニ出テサルモノトス其特別ノ場合ハ別ニ之ヲ述ヘン

(第二) 答書、 第二ハ被告ノ答書ニシテ答書ノ効力ハ既ニ畧説シタル如クニアリ其一ハ訴訟ヲ遅延セシムルニ在リ其二ハ訴訟ヲ結了スルニ在リ

其一種ノ答辯ハ必竟訴訟ノ本件ニ答フルニ非スシテ只訴訟ノ手續ノ法ニ違ヒタルカ又ハ管轄違ヲ以テ法則通手續ヲ更新セシメントスルモノニ外ナラサルナリ譬ヘハ二人連帶ノ義務ヲ破フリタルキ一人ヲ

被告トシテ訴出ツル時ニ於ケルカ如シ
 其二種ノ答書ニ於テハ被告カ對手即チ原告カ主張スル所ヲ全ク拒絕
 スルカ又ハ對手ノ言フ所ハ事實ナレトモ被告ニ於テ尙ホ之カ事實ヲ打
 消スニ足ルノ事柄ヲ有セリト云フカ又ハ原告カ主張スル事柄タル眞
 正ナルモ依テ以テ被告ヲ訴ヘ之ニ關スルノ義務ヲ負ハシムヘキモノ
 ニアラスト云フニアリ
 右第一ノ拒絕答書即チ事實ヲ拒絕スルノ答辨チナス場合ニ於テハ訴
 狀ノ主要ノ部分ノ事實眞正ナラスト主張スルニ在リ
 第二ノ打消答書即チ事實ヲ承認スルモ更ニ新事ヲ提出スル答辨チナ
 ス場合ニ於テハ訴狀中掲ケサル事柄ノ原告ノ請求ヲ打破リ消却セシ
 ムルモノアリト云フニ在リ譬ヘハ原告ハ約束手形ノ仕拂ヲ請求シ來
 ルニ當リ被告ハ此ノ如キ約束手形ハ振出シタルヲナシト拒絕スルハ

第一ノ答辯ニシテ又該約束手形ハ振出シタルニ相違ナシト雖モ既ニ之ヲ渡シタルノ目的若クハ原因ノ消滅シタルヲ以テ仕拂ノ請求ニ應シ難シト答フルハ第二ノ答辯ナリトス而シテ原告ノ訴フル所ノ事實ヲ承認シテ尙ホ之カ請求ヲ拒ムモノ即チ右第二ノ答辯ニ二様ノ別アリ一ハ原告ノ申立ツル所ノ事柄ハ如何ニモ眞正ナレトモ被告カ之ヲ爲シタルハ其爲スヘキ原由若クハ權力アリ故ニ原告ハ訴フヘカラス(甲)ト云フニアリ一ハ原告ノ掲クル事柄ハ已ニ消滅シ去レリ(乙)ト云フコアリ

(甲)ノ場合ハ原告ノ申立ツル事柄ハ被告カ之ヲ爲スコトハ法律ノ許ス所ナレハ之ヨリ生スル損害ヲ償フノ義務ナキモノナリ故ニ原告ハ之ニ對シ爭訟スルノ權利ナシト主張スル如キ是ナリ譬ヘハ民事上讒謗アリト雖モ信實ナリシカ故ニ損害賠償ノ責ナシト陳辯スルカ如キ又ハ

毆打アルモ正當防衛ニシテ止ムヲ得サルニ出タレハ訴ヘラル、ノ義務ナシト答辯スルカ如キ是ナリ
 又(乙)ノ例ハ負債返濟ノ契約ハ原告トノ間ニアリタレモ原告ハ既ニ被告ニ其義務ヲ許シタル事實アレハ被告ニ於テ前ノ契約ヲ履行スヘキ義務ナシト主張スルカ如キ是ナリ

(第三)再答書、第三ハ原告カ被告ノ答辯ニ對シ答フル所ノ再答書ナリ再答書ハ即チ被告カ答辯ノ仕方ニ應シテ夫々ニ答辯スルモノニシテ大抵ハ茲ニ於テ訴訟ノ論點定マルモノトス
 右答辯ノ仕方其順序等ハ一般普通ノ定則ニシテ本邦ニ於テモ未タ一定ノ法式コソナケレ事實上一モ異ナルヘキモノニアラサルナリ
 (第四)訴答狀ヲ出スヘキ期限及ヒ之ニ關スル雜件、
 訴狀ハ原告カ出庭届ヲ出シテヨリ六週間内ニ出スヲ要ス

○英吉利法律學校生徒募集廣告

本校ハ法律ノ實地應用ヲ練習セシムルヲ目的トシ本邦法律ノ外邦語又ハ原書ヲ以テ英吉利法律ヲ教授シ學生ヲシテ汎ク法理ヲ通曉セシメノコトヲ期シ現ニ第一科(邦語科)第二科(原書科)トノ二科ヲ設ケシカ近來頓ニ世ノ信用ヲ得校運益々盛隆ヲ致シ隨テ内外有力者ノ翼贊ヲ得殊ニ其筋ヨリ年々五千圓ノ獎勵金ヲ下賜セラレ、ノ恩命アリ是ヲ以テ本校ノ基礎ハ之ヨリ一層ノ鞏固ヲ致シ更ニ其體面ヲ更新スルニ至レリ依リテ次學年ヨリ邦語科ハ勿論原書科ノ如キハ莫大ノ歐米法律原書ヲ購入シ加フルニ從來ノ翻刻事業ヲ一層擴充シ以テ完全無缺ノ課程ヲ履修セシメントス依テ入學望ノ者ハ來六月三十日迄ニ本校教務掛へ申込ムヘシ規則書望ノ者ハ申込次第郵券不要送附ス

第一科(邦語科)入學試驗科目左ノ如シ

一 國語 二 漢文 三 數學(四則、分數、比例)

四 地理 五 歴史

第二科(原書科)入學試験科目左ノ如シ

一 國語 二 漢文 三 數學(四則、分數、比例)

四 地理 五 歴史

作文

六 英語學
素讀(マコーレイ氏ヘスチング傳
ギゾー氏文明史)

譯讀(スチントン氏萬國史)

尋常中學卒業免狀ヲ有スルモノニシテ第一科生タラントスル者ハ試験ヲ經スシテ入學ヲ許ス○右免狀ヲ有スル者ニシテ第二科生タラントスル者ハ英語學ノミ試験スヘシ(第一科、二科々目ハ規則書ニ詳記ス)

明治二十年四月

東京神田區錦町
二丁目二番地

英吉利法律學校

正 誤

號數	書目	頁	行	誤 認	訂 正
二九	羅馬沿革史	七	三	關	關
同	同	同	九	且	且
同	同	八〇	五	於	以
同	同	同	九	放	釋
同	同	八八	一	事柄	事柄
三〇	組合法	二二三	一	承諾 除 字 種 音 類 目 得 集 而 後 除 去 狹 隘 看 做 C. P. of H. Judtrictes 賃 任 事 Copuvatin 當 情	下一ノ字ヲ 一個ト云フ四 種々ノ交ノ字ノ下ニ際 ノ字ヲ加フ 音節ノ下ニノ過ノ二字 類語ノ下ニノ過ノ二字 目 下ノ「ス」ノ一 集 後ノ一字ヲ 集 狹 隘 看 做 Crop industriettes 賃 任 事 Corporation 景 情
同	同	同	四		
同	論理學	二二五	五		
同	同	同	三		
三一	私犯法	一四三	一		
同	同	四一	九		
同	同	四五	一		
二九	訴訟法	八八	一		
〇	契約法	八六	一		
同	同	四五	七		
同	同	五三	七		
同	同	五六	四		
同	同	七四	七		
同	同	七七	七		
同	同	〇〇	四		
同	同	〇〇	七		
同	同	〇〇	七		
同	同	四五	七		

英吉利法律參考用書名及ヒ發賣所定價表

書名	冊數	定價	賣捌所
テリ一氏 英國法律原論	上卷、一、	未詳	日本橋區久松町 博文堂庄左衛門
島田三郎譯 法律原論	四、	一、二〇〇	日本橋區室町 柳河梅次郎
高橋達郎譯 英國法律原論	二、	一、五〇〇	京橋區銀座一丁目 忠愛社
合川正道著 米川契約法講義	一、	六五〇	東京各書肆 神田區小川町 成社
砂川雄峻著 英米契約法	一、	六五〇	日本橋區馬喰町 石川治兵衛
渡邊安積譯 アンソン氏契約法	一六、一冊八錢乃至十錢	七〇〇	京橋區竹川町 九春堂
山田喜之助著 英國私犯法	一、	未詳	日本橋區本町 文學社
目賀田種太郎著 英米私犯法	一、	未詳	神田區小川町 成社
山田喜之助著 英國會社法	一、	七五〇	京橋區竹川町 成社
山田喜之助著 英國商船法	一、	四〇〇	京橋區竹川町 九春堂

第一科教課及受持講師姓名
一財 產 法 同上
ばりまごる
法 學 士 増 島 六 一 郎

○第一科教課及受持講師姓名（ハ參考科外）

第一學年
 一 法學通論 每時 法學士 山田喜之助
 一 契約 法^全二時 法學士 土方寧
 一 私犯 法同上 法學士 奧田義人
 一 親族 法^全一時 法學士 山田喜之助
 一 日本刑法 法同上 法學士 岡山兼吉
 一 代理 法同上 米國法律學士 菊池武夫
 一 動產委託法 法同上 法學士 元田肇
 一 組合 法同上 法學士 奧田義人
 一 英語 學同上 菅沼達吉
 ● 英國刑法 法同上 法學士 澁谷惟忠
 ● 羅馬法 法同上 法學士 戶水寬爾
 ● 論理學 法同上 法學士 坪井九馬三
 ● 判決例 法同上 法學士 植村俊平
 ○ 理財學 法同上 法學士 駒井重格
 第二學年
 一 賣買 法^每週 法學士 高橋捨六
 一 不動產 法同上 法學士 伊藤梯治
 一 動產 法同上 法學士 山田喜之助

一 財產 法同上 法學士 增島六一郎

一 證據 法同上 法學士 岡村輝彦

一 會社 法同上 法學士 植村俊平

一 流通證書 法同上 法學士 土方寧

一 商船 法同上 法學士 高橋健三

一 治罪 法同上 法學士 松野貞一郎

一 訴訟 法同上 法學士 增島六一郎

一 刑擬律擬判 法同上 法學士 菊池武夫

一 判決 法同上 法學士 植村俊平

一 英語 學同上 菅沼達吉

● 米國法律 法同上 米國法律學士 シドモル

● 民訴訟演習 法同上 法學士 三阪繁人

● 刑法 法同上 法學士 工藤勝人

● 成法理 法同上 法學士 奧田義人

● 保險 法同上 法學士 伊藤健三

○ 國際公法 法同上 法學士 植村俊平

一 財產 法同上 法學士 增島六一郎

一 破產 法同上 法學士 中橋德五郎

一 訴訟 法同上ばりまざる 士増島六一郎
 一 保險 法同上法學士 伊藤悌治
 一 衡平 法同上法科大學 戸水寛八
 一 沿革法理學 同上法學士 増島六一郎
 一 分折法理學 同上法學士 奥田義人
 一 羅馬 法同上法科大學 戸水寛八
 一 國際公法 同上法科大學 植村俊平
 一 國際私法 同上法學士 山田喜之助
 一 判決 例同上法科大學 植村俊平
 一 刑擬律擬判 同上法學士 菊池武夫
 一 英語 學 同上法學士 吉田直太郎
 一 憲法 同上法科大學 植村俊平
 一 行政 法同上法學士 江木衷
 一 米國法律 同上米國法律學士 シドモール
 一 動産差押法 同上ばりまざる リツチアヒールド
 一 訴訟演習 同上
 一 刑擬律擬判 同上ばりまざる 三藤則勝
 一 第二科教課及受持講師姓名
 一 第一學年 東三條公恭
 一 ブルーム氏 英法註釋 每週法學士 山田喜之助

一 日本刑法 同上岡山 兼吉
 一 マリケビー氏 法律論 綱同上江木 愿治
 一 アンソン氏 契約 法同上法學士 大谷木備一郎
 一 アンダーヒル氏 一私犯 法同上米國法律學士 菊池武夫
 一 ストリー氏 一代理 法 每週 同 人
 一 ストリー氏 一動産委託法 同上法學士 元田肇
 一 ケント氏 一親族 法同上法學士 山田喜之助
 一 ホロック氏 一組合 法同上法學士 松野貞一郎
 一 スミス氏 一訴訟 法同上法學士 澁谷懺爾
 一 ハリス氏 一英國刑法 同上 同 人
 一 スミス氏 一商 法同上法學士 伊藤悌治
 一 テリー氏 一法律原論 同上法學士 藤田隆三
 一 ゼボン氏 一論 理 學 同上文學士 坪井九馬三

○廣告

今般司法省ヨリ特ニ本校へ毎年金
五千圓宛下賜相成候條此段校外生
諸君へ御報致候也

明治二十年四月七日

英吉利法律學校

本校參用考書目

左ノ書籍參用ノ爲メ本校生徒

ニ限リ特別廉價ヲ以テ讓渡シ候

法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

法學士渡邊安積講義

○アンソンの契約法

法學士山田喜之助著

○英米代理法

法學士山田喜之助著

○補註英國私犯法

法學士山田喜之助著

○麟氏會社法

THE IGIRISU HÖRITSU
GAKKŌ TEXT-BOOK

英文法律書

第十八號第十九號第二十號出版●第十八號
目次●マールクビー氏法律論綱●第十九號
目次●ブラックストーン氏英法注釋●アン
ソンの契約法●第二十號目次●スミス氏
商法

英吉利法律學校

明治二十年四月三十日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

神田區錦町貳丁目貳番地

發行所 英吉利法律學校

定價金壹圓三拾錢
特別廉價九拾五錢
遞送費金貳拾八錢

定價金七拾五錢
特別廉價金五拾錢

定價金壹圓
特別廉價金七拾五錢

定價一冊金八錢
又ハ拾錢
拾三冊マテ出版濟

定價金壹圓

特別廉價金七拾錢
遞送費三拾貳錢